

2 農業分野

第1次提案 p1 第2次提案 p12 第3次提案 p23 第4次提案 p27

第1回認定第1弾 p31 第2弾 p34 第2回認定 p37 第3回認定 p39 追加p43

第1次提案

NO	都道府県	提案団体名	特区構想	特区想定地域	概要
1	北海道	北海道	農村再生特区	北海道全域	全国の25%の耕地面積が集中し、全国の11%の農業生産額を誇る食料供給基地である北海道の特性を活かしつつ、休耕作地の増加、担い手の減少等の課題に対応するため、グリーントリズムの動きなどとあいまって、市町村等が離農農家等から権利取得した農地を地場企業に貸付可能とすること、市民農園の開設主体に農業生産法人を追加すること等の規制の特例により、新たな雇用創出、農村の活性化等の効果の発現を図る。
2	北海道	北海道	森林クラスター特区	北海道内において森林を核とした産業クラスター創出等に取り組む地域	道内全市町村の51%が振興山村に指定されており、また、製造品出荷額の13%(全国平均4.6%)を木材関連産業が占めている北海道の特性を活かしつつ、国有林野の市町村への長期管理委託を可能とすること、建築物の耐火性能検証法に木材の燃え止まりの考え方を取り入れること等の規制の特例により、森林の整備、公共建築への木材利用、バイオマスエネルギーの利用促進等、地域の活性化を図る。
3	深川市	深川市	農村生活推進特区	音江地区、納内地区、一巳地区、多度志地区	高齢化、後継者の不足等から農業者人口の減少が進んでいる中山間地域において、都市住民の小規模農地、宅地等の取得のため、市町村長の裁量による農地取得に係る農地法の規制の特例を導入し、地域コミュニティ活動の維持向上等による地域の再生・活性化を図る。
4	深川市	深川市	アグリビジネス推進地区	深川市	稲作を基本とした土地利用型農業を活かしつつ、耕作者自らがファームイン、農産物加工等を行えるよう、農地法における転用許可不要施設の範囲の拡大等により、生産と一体となった都市住民との交流を促進し、観光産業や雇用の場の創出を図る
5	恵庭市	恵庭市	都市農村交流特区	恵庭市	札幌市と千歳市との中間にある恵庭市の立地条件を活かしつつ、遊休農地の増加等の課題に対応するため、農業生産法人の活動範囲の拡大等に関する規制の特例を導入し、都市近郊農業の確立を図り、地域経済の活性化等を促す
6	北広島市	北広島市	都市近郊アグリ振興特区	北広島市	札幌市近郊の農業生産地として、都市住民との交流を意識した「ファームイン」、「ファームレストラン」などのアグリビジネスの振興や小規模農業の推進を図るため、開発行為許可基準への都市農村交流施設の追加、農地取得の下限面積要件の緩和など規制の特例を導入し、農村が活性化すると共に、雇用の場が創出される。
7	岩見沢市	岩見沢市	多種農業法人等創生特区	岩見沢市	当市の農業・農村の活性化を図るため、農業生産法人における農業従事者の構成比率等の要件の緩和など、農業に関する規制の特例により、新たな農企業の創出、新規農業者の創出、アグリビジネスの推進、新しい農業体験など、多様な施策を展開する。

8	北海道	伊達市	農業・水産業振興特区	市街化調整区域	伊達市の基幹産業である農水産業について、加工、販売、観光等との連携により経営を多角化するため、加工、販売、宿泊等の施設の市街化調整区域や農業振興地域における設置を可能とする特例を導入する。
9		伊達市	優良田園住宅特区	伊達市全域	伊達市は気候温暖で豊かな自然環境に恵まれており、老後の生活を念頭においた移住が増えていることから、集合住宅型の優良田園住宅の建設が可能となる特例を導入する。
10		穂別町	ほべつフォレスト・マネジメント特区	町内国有林	森林面積が大部分を占め、過疎化が進んでいる穂別町において、国有林、道有林、民有林の一体的管理を行うことを足がかりに、森林に根ざした新たな雇用創出、地域間交流、人材育成を図るため、国有林の管理の特例により町への管理委託を行う。
11		乙部町	乙部町農業活性化特区	乙部町	優良農地が集積する地域の特性を活かしつつ、遊休農地の増加等の問題に対応するため、新規就農者の育成事業等とあいまって、農地法における農業生産法人の要件の撤廃等の特例を導入し、地域農業の活性化と雇用機会の創出を図る。
12		南幌町	農的暮らし推進特区	南幌町	近年の離農跡地の増加に対し、都市住民に自家菜園付きの離農跡地の購入希望者が多いことから、一般市民が容易に小規模な農地取得を可能とする規制の特例を導入し、趣味的・自給的な小規模農業を促進し、農地の荒廃を防ぎつつ地域農業の活性化を図る。
13		陸別町	森林クラスター特区	陸別町	当地域では国有林比率が高く面積も大きい中で、市町村が国有林で事業を実施する場合、分収造林契約を結んで行うこととなるが、木材価格低迷等により実態に即していない制度となっているため、国有林の市町村への長期管理委託できる制度を創設し、周辺民有林等との一体的、効率的な施策による森林機能の増進を図る。
14		陸別町	農業生産特区（仮称）	十勝支庁管内	当町の農業は酪農専業であるが、昭和50年代初期に建設された牛舎等の生産施設の改築や、家畜排泄物法に基づく堆肥舎の建設などが求められる中で、建築基準法適用による建設コストの増大が大きな課題であり、同法の適用を除外する規制の特例を導入し、地域木材の有効活用も含め整備に伴う負担軽減による施設改善促進等を図る。
15		美瑛町	地域振興（農観学園）推進対策特区	美瑛町	当町の魅力を最大限活かしながら、体験型観光ニーズに対応して、都市住民との交流を促進するよう、農地法等の規制の特例により、優良田園住宅や農家民宿、農業用施設の多目的利用などを推進する他、企業の農業への参入、幹線道路沿いの企業誘致など、農業と観光産業の連携を図る。
16		鹿追町	農村滞在特区	鹿追町	農家の空室を活用した民宿の開業を容易化するため、旅館業、食品衛生、消防等に関する手続きを簡素化する規制の特例を導入し、都市・農村の交流を促進する。
17		大野町	農業特区	大野町の市街化調整区域等	水田転作に伴い平野部での畑作、ハウス栽培等を行う複合経営を進めた結果として、丘陵部の農地の遊休化が進行していることから、都市部からの新規就農者、地域の高齢者、雇用対策問題を抱える地域の建設業者による農地取得の可能化、市街化調整区域内の販売施設の立地の可能化などの規制の特例を導入し、地域の農業の振興を図る。

18	北海道	下川町	森林クラスター特区(森林保全と産業クラスター創造による地球温暖化対策特区)	下川町	森林のまちであり、森林保全と経済発展を実現する取組みを進めており、最近では森林組合を中心にFSC取得、町では起業化促進条例の推進を図っているが、国有林管理の市町村への委託の可能化、農家民宿開業に関する許可の届出制化などの規制の特例を導入し、整備対象森林の拡大や森林林業体験民宿開業の促進によりこの活動をさらに活性化する。
19		栗山町	NPO 農地トラスト特区	栗山町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。"
20		雨竜町	NPO 農地トラスト特区	雨竜町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。"
21		平取町	農村新規就農推進特区	平取町	北海道で第1位のトマト生産量を誇る平取町において、UJターンによる都市住民等を新規就農者として受け入れ、トマト生産団地を造成する事業を推進するため、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化や新規就農者を公募不要で公営住宅に入居させる措置など就農当初の生活環境の安定化に関する規制の特例を導入し、諸課題の解決を図る。
22		二セコ町	二セコ町農業土地利用特区	二セコ町	二セコ町の基幹産業である農業と観光を有機的に結び付けて発展させていくため、非農家による農地取得の可能化など、グリーンツーリズムのための農地転用に関する規制の特例を導入する。
23		新篠津村		新篠津村	新たに農業生産を行おうとする株式会社に対し、農業参入を認め、「農地以外の目的に使用しないこと」「荒廃農地とさせないこと」等の拘束を市町村等と協定書等で締結するよう農地法に明文化する。
24	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村、鯨ヶ沢町、木造町、深浦町、森田町、岩崎村、柏村、稲垣村、車力	津軽地域は農業振興のための自然、土地、技術、人的資源が確保されているが、これらの資源を活かせる体制の整備が必要であり、農協等が農地取得し農業経営を行うことの容認、酒類の製造免許に係る最低製造見込数量の撤廃・軽減等の規制の特例により、消費者が望む安全な食料供給を拡大し、農村交流の増加、農業振興を基礎とする当該地域の経済活性化を図る。
				村、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村	

25	岩手県	岩手県	日本のふるさと再生特区		目的に応じて設定。 農家民宿の旅館業法等の適用除外、自家用車の有償運送禁止の適用除外、農地転用許可要件の緩和等の規制の特例により、農林漁業体験等と併せた宿泊・送迎等のサービス提供、家庭菜園付き住宅の分譲、市町村による農地取得・企業への賃貸等の取組みを展開し、地域資源を活かした交流人口の増大を通じた観光と農林水産業の一体的な発展等を図る。
26		遠野市	日本のふるさと再生特区	遠野市	豊かな自然環境と独特な歴史・文化といった地域資源を有する遠野の地域特性を活かして、遊休農地の増加等の課題に対応して、生産法人以外の法人への農地の賃貸、農地取得後の経営面積要件などの規制の特例を導入し、グリーン・ツーリズムの推進を図る。
27	宮城県	宮城県	フロンティア農業特区	中山間地域及び沿岸地域の市町村単位	当地域は、高齢化等により多数の遊休農地を抱えている一方、若年層は域外へ流出しており、就労の場の創出が期待されていることから、特区として、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化などの規制の特例を導入し、生産から加工・流通・販売までの一連の経営や地域資源を活かした多様な経営の展開により、地域経済の活性化を図る。
28		大郷町	アグリビジネス特区	大郷町	大郷町では、新たな農業形態の構築のため様々な取組みを進めてきており、株おおさと地域振興公社による農地取得・保全、農産物の生産から加工・販売までの一体的な実施を可能とするための規制の特例を導入し、グリーンツーリズムの展開を図る。
29	秋田県	秋田県	グリーン・ツーリズム推進構造改革特区	秋田県	耕作放棄地の増大や高齢化の進行等で活力低下が著しい農山村地域において、地域資源を活用した交流を促進するため、農家民宿に係る旅館業法の面積基準の撤廃、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和等の規制の特例により、開業手続きの負担軽減による開業促進、都市住民のニーズを満たす受入れ体制の整備等により、交流を活発化し、地域活力の維持増進を図る。
30	福島県	福島県	新規就農者定住促進特区	福島県	福島県の農村においては、農外者の新規就農が増加しており地域の活性化に結びついているが、農地取得に関する規制が障壁となっているため、農地取得の下限面積要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入することにより、新規就農者の支援を進める。
31		喜多方市	農業特区	喜多方市熊倉雄国地区	国営事業により開発された400haの畑地を有する地域において、担い手の減少等とともに約3割の遊休農地を抱えている現状に対応するため、農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とする規制の特例を導入し、新規雇用の創出、国営事業の償還金の負担軽減による新たな農業投資の促進等、地域の農業振興を図る。
32		喜多方市	グリーン・ツーリズム特区	喜多方市	稲作を主体とし、野菜、工芸作物、畜産の複合経営を行う農業を基幹としてきた喜多方市において、担い手の減少、遊休農地の増加等の課題に対応し、グリーンツーリズムを推進するため、農家の民宿経営に関する旅館業法、食品衛生法、消防法、建築基準法などの諸規制の適用を緩和する特例を導入し、宿泊型のグリーンツーリズムを通じた農業活性化を図る。
33		三春町	新しい時代の集落営農の再編成特区	都市化傾向にあり農地の流動化が進んでいる特定の集落を指定	都市化傾向にあり農地の流動化が進んでいる地域において、農地取得の際の下限面積要件の緩和、農地転用に農地転用する際の許可不要面積の引き上げなど、農地の流動化、新規就農者の参入、都市部からの定住促進に係る規制の特例を導入し、多様な力を結集して集落営農の再編成を行う。

34	福島県	河東町	楽農健業IT信託特区	河東町	地方中核都市の郊外に立地する農村都市として、都市交流を絡めて、農業や教育などの分野での規制の特例を導入し、都市的土地利用と農業振興利用の融合した、健康と農業を地域ビジネスや地域ボランティアで振興する集落型コミュニティ都市を目指す。
35	栃木県	栃木県	都市と農村の共生特区(農業・農村特区)	H.15年度以降に土地改良事業において、平成15年度以降新規採択予定地区1地区	首都圏にあって豊かな土地と自然に恵まれた地域の特性を活かし、土地改良事業に係る創設非農用地換地の民間事業者による取得可能化、農地取得に際しての下限面積や従事日数の緩和などの規制の特例を導入し、民間企業の住宅開発を可能にする「農村特区」、非農家の農業参入を容易にする「農業特区」を設け、都市と農村の共生を促進する。
36		西方町	西方町中心地区まちづくり特区	西方町大字本城、金崎地域	町民が集い、交流の場となる中心地区に欠け、消費活動や文化活動への対応が不十分な状況を踏まえ、農業振興地域内農用地区域における農地転用、施設整備を計画的に行う場合の農地法の適用除外などの規制の特例を導入し、個性的で魅力ある中心地区の形成と関連地域産業の振興、コミュニティービジネス機会の創造等により、地域活性化を推進する。
37	群馬県	群馬県	農と大地が結ぶ新世紀むらづくり特区	利根・沼田地域	「農地を保全すべきもの」との理念と農業に適した地域の特性を踏まえ、契約手法により農地保全措置を講じつつ農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とすること、市町村自らが農地を取得することの特例を導入するとともに、新たな地域産業の立地を促すため、用途に限って農地の転用制限を緩和する特例を導入する。
38	埼玉県	埼玉県	「食と健康」研究開発・流通特区	圏央道鶴ヶ島インターチェンジ周辺約500ha(川越市、鶴ヶ島市、日高市地域内)	企業の農地取得等の規制緩和、市街化調整区域における施設立地可能な「沿道サービス区域」の範囲の拡大等の規制の特例により、産学官が連携した「食と健康」に関する研究開発機能と、食品関連企業による農地を活用した研究開発を可能とすることによる企業集積を図ると共に、圏央道インターチェンジ周辺という立地を活かした食に関する流通機能の集積を図る。
39		埼玉県	市民と支える農空間特区	農空間、農村文化の維持等に意欲が高く、荒廃農地、耕作放棄地が増加している地域	農空間や農村文化の維持・創造に対して市民の要望や参加意欲が高く、農業従事者の高齢化などによる荒廃農地、耕作放棄地が進んでいる地域において、NPO法人の農地の使用収益権の取得の容認、農地取得後の合計面積の緩和等の規制の特例により、農村文化の維持・創造や農業生産活動の活性化を図る。
40		埼玉県	食と農のオアシス創造特区	農業を核とした地域活性化のための開発が見込まれる地域	地域の農業者と食品関連企業が提携し、農振法、農地法など土地利用に関する規制の特例により、交通の利便性にも配慮しながら「食と農」のテーマ性を持った団地(加工・展示・直売施設、レストラン、食のアミューズメント施設等)を創造し、特色ある地域農産物の供給拠点と共に、県民の憩いの空間を形成する。

41	埼玉県	埼玉県	食の関連企業参入特区	農業への企業参入について地域合意がある、インフラ整備が進んでいる等、特区の導入が可能な地域	地域農業を支える担い手の高齢化や耕作放棄地が増大する中で、民間企業等を農業に参入させることも今後の農業の活性化の一手法となると考えられるので、民間企業の農地取得の容認、無料職業紹介事業ができる者に県立大学校を追加等の規制の特例により、食に関連する民間企業が農業に参入できる地域を特区として設定し、企業の参入によって地域農業の活性化を図る。
42		深谷市	新農業田園都市先端 21 世紀構想特区	深谷市全域	農地を法人・個人を問わず、自由に取得・耕作できるようにするための規制の特例を導入し、農業の振興を図るとともに、菜園付き住宅の建設により集落の活性化を図る。
43		羽生市	10a(テンアール)シティ構想	羽生市新郷及び三田ヶ谷、村君地区	都市部の退職者を中心に農地・菜園付き住宅の要望が強いことから、農地取得の下限面積要件の緩和を行い、農地及び住宅の取得を可能とする。
44	千葉県	佐原市	佐原特区	佐原市	当市の水田は大部分が湿田であるため水稻以外の作付けに適しておらず、他の作物への転換を拒んでおり、営農意欲の低下を招いていることから、適地適作の考えに立ち、特区として生産調整制度の規制を免除し、米の生産に特化できるようにする。
45		柏市	都市型農業活性化促進特区	柏市田中遊水地～あけぼの山農業公園周辺～手賀沼周辺	利根川の田中遊水地に位置する利根川地区において、つくばエクスプレスの新駅に隣接し、大規模な農地資源を有するという条件を活かした集客型農業を進めるため、農業生産法人の設立要件(農地地権者以外の構成員の上限)の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、これをリーディングプロジェクトとした新たな都市型農業への展開を積極的に進める。
46	東京都	町田市	都市型農業推進特区	町田市北部丘陵地域(市街化調整区域)	当市は周辺が都市化の中で、まともな農地や里山の自然が残る貴重なエリアであり、土壌の交換合際しての都市基盤整備の農地一時取得の容認、市街化調整区域における開墾等の基準の緩和など、農業や土地利用の規制に関する特例を行うことにより、自然環境の維持保全と共に、多様な形態による都市型農業の振興を図る。
47	神奈川県	川崎市	緑地・農地保全活用特区	川崎市	東京に隣接し、地価が高く、相続時などに際して緑地・農地が減少している川崎市において、農業者・NPO法人等が市民農園の開設主体となれるよう特定農地貸付法の適用対象を拡大するなどの規制の特例により、都市内の緑地・農地の保全、都市農業の経済的基盤の強化等を図る。
48		横浜市	環境特区	横浜市の一部(北の森、南の森)	市内の樹林地や農地をはじめとした貴重な自然環境が残されている地域について、特区として特定農地貸付法の緩和(開設主体等)、NPOを農業生産法人として認知などの規制の特例を導入し、農地を保全すると共に、市民の農体験ニーズを幅広く満たし、NPO等が環境学習や福祉活動などが出来る機会をつくる。

49	神奈川県	相模原市	新都市農業ベンチャー育成型新産業創出特区	相模原市	営農支援やインキュベーションを行う機関の積極的な活動や都市型農業の新たな展開が進んでいる地域の特性を活かし、未利用農地の有効活用を図るため、個人や法人が農地法の許可を得て新たに農地の所有、使用賃貸等を行う場合の下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、新産業の創出と新たな雇用の場の提供、都市型農業の振興等を図る。
50		小田原市	柑橘農業・柑橘園地対策特区	小田原市市街化調整区域における柑橘園地	小田原市を代表する柑橘農業が担い手の高齢化等を背景に厳しい状況にある中、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化、市街化調整区域における観光・交流施設設置の際の開発許可の可能化などの規制の特例を導入することにより、柑橘農地の円滑な土地利用変換を進める
51	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区	新潟県東頸城郡	過疎化・高齢化により農業生産が停滞し、林業・建設業等の地域産業の活力が喪失する中で、地域に根ざした株式会社による農業経営、市町村による農地取得、農園付き宅地の提供などの規制の特例を導入し、地域産業の農業への参入、適切な農地保全、グリーンツーリズムの推進を図る。
52		新発田市	食と農の資源循環型社会づくり特区	新発田市	食料供給都市を標榜する新発田市において、給食事業への民間企業参入や教育機関に関する施設及び設備等の財産所有や使用目的の制限などの規制の特例を導入し、民間活力を活用しつつ、学校給食への地元農産物の取り入れのための共同調理場建設、食農系高等教育機関の設立等を進める。
53		黒川村	農村総合振興特区	黒川村(代表)、新発田市、紫雲寺町、聖籠町、中城町、加治川村、荒川町	グリーンツーリズムを中心とした農村振興道路整備が可能となるよう、費用対効果算定において採択の特例を導入し、農村振興道路の整備によって総合的農村振興と活性化を図る。
54		黒川村	農企業創生特区	塩沢地区	既に事業を展開している農業生産法人を活用して、農業生産法人の要件の緩和の特例を導入し、営農、農産物販売、農業と観光を連携させた、グリーンツーリズム事業の強力な展開を図る。
55	富山県	富山県	集落営農高度集積・田園空間創造特区	富山県X町を含むY広域圏	富山県では全国に先駆け集落営農組織の育成を図ってきており、このような組織が核となって地域農業の構造改革をモデル的に推進するため、認定農業者制度の任意組織への適用などの規制の特例を導入するとともに、屋敷林に囲まれた農家が点在する美しい散居景観を活かしたグリーンツーリズムを推進するため、農地取得に際しての下限面積要件の引き下げなど農地転用に関する規制の特例を導入する
56	山梨県	小淵沢町	アグリルネッサンス特区	小淵沢町	八ヶ岳山麓に位置し、首都圏からの移住や週末滞在型の施設立地が進む小淵沢の地域の特性を活かしつつ、地域農業の衰退といった課題に対応するため、農業生産法人の要件緩和、優良田園住宅に関する要件緩和、バイオマス事業に関連した廃棄物処理等に関する規制の特例などを導入し、農業振興、地域への定住促進、バイオマス産業の育成等、地域の振興を図る。
57	長野県	佐久市	先端的農業特区	佐久市	長い日照時間、高燥冷涼な自然条件や高速道路網の結末都市という立地条件を活かし、農業分野への企業の参入に関する規制の特例を導入し、生産、加工、流通、販売、交流に係る企業ノウハウの導入による新たな農業ビジネスモデルを確立することで、農業生産の拡大や新たな雇用の創設を図る。

58	長野県	白馬村	農地解放特区	白馬村	当村では、非農家が経営しているペンションや別荘等が多くあるが、近年の自然食ブームから食材の自家栽培の希望が強く、これらの非農家が小規模な農地を取得できるように農地法の規制の特例を導入し、魅力ある観光地づくりを推進する。
59	岐阜県	岐阜県	農業6次産業化促進特区	未定	土地利用規制の緩和、農地の権利移転制限の緩和等の規制の特例を導入し、花き生産施設と加工・販売施設等との一体的な整備、農外企業の農業参入等により、花き産業を1次から3次までの(生産から加工、販売までの)産業を一貫して行う6次産業化し、さらに観光交流と結びついた地域活性化を図る。
60		岐阜県	農園付き住宅建設促進特区	谷汲村、坂内村、根尾村、洞戸村、上之保村、板取村、明宝村、白川町、東白川村、加子母村、川上村、金山村、萩原町、丹生川村、清見村、荘川村	岐阜県では、自然に恵まれた農山村地域において公有地において、地域産材を活用した「みどりの健康住宅」の建設を促進してきており、農地の権利移動後の合計面積要件の規制の特例により、農地付き住宅が提供できる環境整備を進め、地域の新たな魅力を創造する。
61	愛知県	愛知県	都市農村共生特区 (JA営農特区)	知多地区(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	都市部に隣接した農業地域である知多半島において、農協による農地の所有と生産・販売活動を規制の特例として行うことにより、農業と他産業との連携や雇用による農業労働力の確保等を容易にしながら農業生産力の向上を図る。
62		愛知県	農業土地利用明確化特区	長久手町及びその周辺	国際博覧会会場近接部において、開発地域と農業地域を明確に区分した土地利用計画を策定し、この計画に沿った事業については都市計画法・農地法などの各種法手続きを簡素化する規制の特例を導入することにより、住民負担の軽減を図ると共に、長期的な営農が図られ、自然環境・農村景観に配慮した田園地域の保全が可能となる。
63	京都府	京都府	関西文化学術研究都市を核とする農空間交流特区	関西文化学術研究都市(京都府域)周辺農業地域	関西文化学術研究都市の建設においては、開発区域と既存農村集落との交流を促進すると共に、土地利用の秩序化を図るため、市民農園の開設者の拡大など、農業に関する規制の特例を行うことにより、都市と農村との交流型農業を展開し、豊かな田園里山景観を活かしながら自然と共生する都市の実現を目指す。
64		綾部市	綾部市農村定住促進特区	綾部市	当地域は、遊休農地・荒廃農地の増加が顕著であるが、都市住民の中には農村に生活の場を求めるニーズも増加していることから、民間企業による農地取得の可能化など、農業や土地利用などに関する規制の特例を行うことにより、都市と農村の交流を促進し、農村の資源を活用した新産業創出を図る。

65	京都府	亀岡市	緑と共生のまち推進特区	亀岡市	古くから京都と一体となった経済・文化交流を重ねてきたが、農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入し、市民農園など貸し借りの円滑化による農地の有効利用や観光都市京都にはない自然等資源を活用してファーマーズマーケット等の観光サービス施設の設置を促進する。
66		井手町	清浄野菜向上特区	井手町	井手町の自然を活かして、新鮮で安心な清浄野菜を給食に提供するため、河川の敷地及び流水の管理を町に委譲し、円滑な利用が行えるようにする規制の特例を導入し、大量に清浄野菜を供給する施設の設置を促進する。
67	大阪府	枚方市	農地保全活用特区	枚方市全域	遊休農地の荒廃を防止するため、市民やNPO法人による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、新たな都市型農業の振興を図る。
68	兵庫県	兵庫県豊岡市 城崎町日高町 温泉町	但馬ツーリズム特区	豊岡市城崎町日 高町温泉町	但馬地域は豊かなツーリズム資源に恵まれており、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴う体験・交流型のツーリズムの推進のため、農業生産法人等による市民農園開設の可能化、農家民宿の開設に際しての旅館業における施設基準の適用除外など、農業に関する規制の特例を導入し、農家をはじめとする民宿の拡大やアグリライフの推進を図る。
69		兵庫県淡路町 北淡町東浦町	自然産業創造特区	淡路町、北淡町、 東浦町の各町の 一部	淡路島北部は、花きを中心に農業が盛んであり、また明石海峡大橋により交通の利便性が大きく向上したことから、都市部との活発な交流が期待されており、景観園芸企業等による農業参入の可能化、民間企業等による市民農園の開設の可能化などの規制の特例を導入し、農地の有効活用と新たな農業経営の坦懐を図る。
70		市島町	環境保全型農業等推進特区	市島町	当町では、町全体で環境保全型農業を推進し、農業活性化を目的としたNPO法人が新規就農者の受入支援を行ってきたが、今後、NPO法人による農地取得の可能化などの規制の特例により、NPO法人がモデル農場等を所有して、新規就農希望者の実習・研修を行うことにより、農業の担い手の円滑な確保を図る。
71	奈良県	曽爾村	農業・観光・交流特区	曽爾村	当村は自然景観に恵まれており、こうした特性を活かした農業・観光・都市交流事業を連携させた事業を推進しているが、都市交流施設のための農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入することにより、円滑な事業の遂行が可能となる。
72	和歌山県	和歌山県	緑の経済特区	定住促進、交流 促進、起業促進 貸付主体への民間企業等の参入など、農業に関する規制の特例により、都会の住民に対し、多様なアグ の各タイプに応 りビジネスや多自然居住、グリーンツーリズムの機会を提供し、都市から地方への人口の逆流動と、都 じて設定。未特 市と地方の交流活性化を図る。 定。	当県の自然や歴史文化などの地域特性を活かして、農地取得における下限面積要件の緩和、市民農園の
73	島根県	島根県	農企業等参入促進特区	農地保有合理化 法人の所有の農 地が5ha以上存 する市町村(7 市町村)	農業への企業参入を促進し、企業の経営体を育成すると共に、UIターン等の新規参入者を積極的に受 け入れるため、農地保有合理化法人が所有する農地について、農業生産法人の要件の緩和、農業生産法 人が自ら利用する施設についての転用許可の不要化など、農業に関する規制の特例により、企業や新規 参入者の農地取得を促進し、地域における新たな雇用創出や定住人口の増加による農村地域の活性化を 図る。

74	島根県	益田市	益田みらい農業ファーム特区	種苗・育苗センター、島根県立新農業研究開発センター(仮称)の設置予定地域他周辺農地	環境負荷に配慮した循環型・持続可能な農業の発展を理念とした「益田未来都市づくり」推進に当たって、島根県新農業研究開発センター(仮称)等を予定しているが、企業による農地取得を可能化とする規制の特例を導入し、企業等が自ら試験目的の農地を取得し課題解決を図る。
75		東出雲町	中海干拓地揖屋地区産業振興特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	地域特性を活かした中海干拓地揖屋地区の魅力づくりを進め、市民農園の農産物の販売可能化など農業関係の規制の特例により、都市住民との交流環境の整備を図ると共に集客施設を整備し、干拓農地の活性化と企業化、雇用創出による地域の産業活性化を図る。
76		東出雲町	有機資源循環型農業推進特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	干拓地内において、農業振興地域において堆肥製造を行うリサイクル施設の設置を可能とする特例を導入し、有機農業にマッチする有機性肥料を地域から排出される有機性廃棄物を活用して生産し、再び食品として地域に還元する資源循環型農業のシステム構築を図る。
77		横田町	横田地区国営農地開発地特区	横田町国営農地開発地	当地域では、農業を取り巻く情勢の変化で、大規模土地利用型農業の推進が困難となっており、農地取得の下限面積要件の緩和などの農業に関する規制の特例により、市民農園や農地付き住宅など都市住民との交流促進や農業への企業参入等、農地の多目的利用を促進することにより、定住促進と地域の活性化を図る。
78		瑞穂町	優良米(特A米)生産特区	瑞穂町	当地域の優良米生産地においては、水稻以外の転作は土地の条件から困難であり、「適地適作」の観点から地域の振興を図ろうとすれば、特区として全国一律の生産調整の規制を免除する特例を導入し、優良米の生産に特化できるようにする。
79		雲南6町村合併任意協議会	雲南6町村ふるさと農業創出特区(仮称)	雲南6町村(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町)	中山間地域の産業振興に向けて、民間企業による農地取得の可能化、農家民宿に対する旅館業法等の施設基準の緩和など、規制の特例により、多様な形態での農業経営を導入し、アグリビジネスの企業化、グリーンツーリズムの導入、農業に関心のあるUJターン者の定住促進等に取り組む環境を創出する。
80	岡山県	岡山県	都市と農村の共生・交流推進特区	農村活性化や遊休農地の活用促進を目指す市町村であって、都市住民との交流や遊休農地の活用を図る一定地域	都市住民が農村に滞在または定住し、農山村地域の恵まれた自然環境とのふれあいや遊休農地を活用した農作業などを行えるよう、農地取得に際しての下限面積等の要件の緩和など農業に関する規制の特例により、都市と農村の共生、交流の促進を図る。

81	岡山県	岡山市	農業実習研修特区	岡山市	外国人農業研修生の研修期間の延長等の規制の緩和を導入し、また、研修意欲の高揚のための適正な研修手当の支援を図りながら、生産から品質管理、出荷等の幅広い長期実習研修を可能とし、帰国後、農業経営者や農業指導者として自活できる程度の研修を目指す。
82	広島県	世羅町、世羅西町	広島中部台地・農業改革特区	国営農地開発事業（広島中部台地地区）及び県営農地開発事業により創設された大規模生産団地による農業地域	国営農地開発事業により造成された大規模農地を活用し、民間企業の農地取得の容認や農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例により、民間企業の農業参入や都市住民のための住宅付き農園への活用などを促進し、農業・農村の活性化を図る。
83	高知県	高知県	滞在型都市農村交流特区	なし	高知県内の中山間地域では都市農村交流の活発な取り組みが見られるが、日帰り型の単発のイベントに止まっているため、農家民宿経営に関する旅館業法上の面積要件の緩和など、諸規制の特例を導入し、宿泊・滞在型の交流を促進する。
84		高知県	農村定住農地活用特区	なし	高知県内の中山間地域では棚田等の農地の荒廃が見られる一方、都市部からの移住のニーズがあることから、農地取得における下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、遊休農地を活用した定住策を行うための条件整備を進める。
85	愛媛県	愛媛県	ルーラル・リゾート特区	しまなみ街道周辺16市町村	しまなみ海道地域が持つ癒し、ゆとり、体験フィールドといったポテンシャルを活用したルーラルリゾートの形成に向け、農家民宿の開業、農地の権利移動後の合計面積要件等に関する規制の緩和を導入し、都市と農山漁村の交流と都市から農産漁村への定住を推進する。
86		愛媛県	農山村・都市交流促進特区	中山間地域内で、地域住民との話し合いの場を活用して、都市住民との交流や、定住の促進を図ろうとする市町村または市町村が定めた区域	農村に活気を呼び戻すためには「人」の確保が重要であり、都市住民等との交流促進が必要であるが、農山村の暮らしや文化を求める都市住民も増加しつつあり、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和、市民農園の開設主体の追加等の規制の特例により、遊休農地を活用した定住区画を設置したり、農作業と、遊休農地等体験を通じて交流の場を提供し、農地の保全、地域経済の活性化を図る。
87	福岡県	田川市	農業創生特区	白鳥工業団地等の遊休地	産炭地域の振興のための工業団地用地に残る多くの遊休地を活用し、補助制度の拡充を行うことにより、養液栽培による野菜生産工場等を誘致し、農業を中核とした新産業の創出、地域の活性化を図る。

88	熊本県	熊本県	農村生活体感交流特区	阿蘇・球磨地域	高齢化、担い手不足等から耕作放棄地が増加している中山間地域等において、農業者以外の者の農地の取得等、余暇的な土地利用地域の設定、農家民宿の開業に関する旅館業等に関する規制の緩和、公設交流施設の民間への運営委託の可能化など、規制の特例を行うことにより、グリーンツーリズムの振興、都市住民の農村への受入れ、地産地消の取組み等を推進する。
89		清和村	清和文楽の里づくり特区	清和村	良好な自然景観を有する地域の特性を活かしつつ、休耕作農地の有効利用を図るため、自治体による農地取得、山間地での小口電力の託送に関する規制の特例を導入し、都市住民の定住促進、過疎地域の活性化を促す。
90	大分県	大分県	田舎暮らし応援特区	国東半島地域	過疎化の進む中山間地域の農村において、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化、農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、定年退職後自然との触れあいを求める都市住民等農村生活を志向する人々が、農地等を取得して農村に移り住み農業に取り組むことを推進し、定住人口、交流人口の増加、新住民、在来者の知識、技術の交流による地域活性化を目指す、
91	宮崎県	宮崎市	悠々農村生活創生特区	宮崎市内の特定指定区域	農業が主要な産業の一つである宮崎市において、農業従事者の減少等に対応するため、農外者による農地取得の容易化など農業に関する規制の特例を導入し、新たな農業の担い手の確保、地域への定住促進、グリーンツーリズムの推進等を図る。
92	鹿児島県	鹿児島県	奄美・離島定住促進特区	奄美・離島市町村	美しい自然景観、個性的な文化・風俗を有する奄美・離島において、無料職業紹介事業の実施者に市町村等を追加、農家がレストラン等を行うための農地転用許可の緩和等の規制の特例により、U J I ターン者・地域の若者の定住や地域間交流を促進させ、地域の活性化を図る。
93		鹿児島県	農村地域活性化創生特区	市町村が定めた地域	畜産や園芸を中心とする農業が基幹産業のひとつである鹿児島県において、農林漁家による民宿経営の旅館業法の許可の撤廃、企業等農外者の農地取得の容認等の規制の特例を導入し、都市と農村の交流、地域への定住促進をはかり、農村地域の活性化を進める。

第2次提案

1	北海道	北海道	農村再生特区		担い手の減少や遊休農地の増加などにより、農業生産活動の停滞や農村地域の活力の低下が懸念されている本道農村の再生を図っていくため、農地の権利移動の制限緩和や市町村が貸し付けできる農地の範囲の拡大、農業生産法人の事業要件の緩和、アグリビジネス関連施設に係る土地利用規制の緩和などにより、多様な農業参入の促進や農業者によるアグリビジネスの取組を促進し、地域の自主・自律を基本とした本道農村の再生に資する。
---	-----	-----	--------	--	---

2	北海道	深川市	農村生活推進特区		条件不利地などでは経営主の高齢化により耕作放棄が進むなど農地の荒廃が懸念されますことから、都市圏などからの新たに農業を目指す人、定年帰農などの農的暮らしを求める人たちを受け入れ、無秩序な農地の転用などを招かない農地の取得を可能とする規制の特例を導入し、過疎化対策や定住の促進対策により地域の活性化を実現する。
3		深川市	アグリビジネス推進特区		恵まれた景観や農業などの地域資源を生かし、グリーンツーリズム事業の実施とあいまって、農業者が取組む民宿を、旅館業法の基準以下で取組む場合、法の適用除外の特例を導入することにより、農家負担の軽減と地域農業の理解や交流を図り、農業所得の確保と地域の活性化を推進する。
4		登別市	地場産品創造特区	北海道登別市	開発行為における知事許可不要建築物等の拡大の特例を導入することにより、地場産品の直売所、地場産品を活用したレストラン等の施設整備が推進され、農水産業経営の安定化及び農水産業と当市の基幹産業である観光が有機的に結び付き、地域経済の活性化が図られる。
5		乙部町 乙部町農業委員会	構造改革構想	乙部町全域	本町は、農業者の減少やそれに伴って農地面積も年々減る傾向にあり、少子高齢化が顕著であって担い手の育成や規模拡大が大変困難な状況である。農業委員の定数は法律等で選挙による委員の定数、選任委員について規定されている。市町村長に予算計上、執行権があることから、市町村の判断による適正な定数を定めることができるよう法律等の規定の緩和を求めるものである。
6		余市町	観光・産業・交流特区	余市町の一部	小樽・ニセコ国定公園に指定され、海の幸、山の幸に恵まれ農業、漁業、水産加工業を機軸とし各種観光産業や商工業を展開しているが、今後の町づくりを推進するためには付加価値の高い観光サービス手段が欠けている面からも観光資源ネットワークを促進し、地域経済の活性化を図る。
7		南幌町	農的暮らし推進特区		
8		湧別町常呂町、 佐呂間町、常呂 漁業協同組合、 佐呂間漁業協 同組合、湧別漁 業協同組合、サ ロマ湖養殖漁 業協同組合	サロマ湖地域循環型社会特区構 想	常呂町、佐呂間 町、湧別町	農業・漁業・水産加工業が経済の核である当地域において、サロマ湖という広大な湖は快適な生活環境の場として常に地域住民の関心事となっている。このため、リサイクルを促進する等の規制の特例を導入することにより、サロマ湖を中心に漁業・農業・食料品製造業等による循環型社会形成し、サロマ湖自然環境保全事業を推進する。これにより、1次産業の持続的な維持および更なる発展ならびに関連産業の活性化を実現する。
9		上士幌町	環境共生循環型特区	上士幌町内の国 立公園内及び国 有林内	国立公園内であつて国有林面積が当該地方自治体面積の2分の1以上の要件において、国有林野内における管理事業などを地元地方公共団体が優先して管理できる仕組みづくりを確立する。また国は当該事業を通して木材などの販売事業より生じた販売額の消費税に係る収入については、地方公共団体のみどり資源環境保全事業に限定し、当該地方公共団体が財源として活用することができる。このことにより中山間地における地域活性を推進する。

10	北海道	上士幌町	公共牧場土地利用型特区	上士幌町農業振興地域内	酪農の大型経営化に伴い、労働力不足や作業の効率性から専門化が進み、特に育成部門ではこの傾向が顕著になる。一方後継者不足などからの離農により、中山間地を中心として農地の遊休化と荒廃が進む傾向にある。これらは食糧基盤を自ら放置することとなるが、町の経営による公共牧場はこの農地を食糧生産戦略などを含めて健全に活用することができる。国は地方公共団体が農地を保有管理し、地域配分ができる制度支援を確立し地域農業の推進を図る。
11		陸別町・足寄町・本別町	畜産業振興特区	陸別町・足寄町・本別町（但し建築基準法第6条第1項第4号地域を除く）	極寒冷地の3町は昭和40年代、畑作から畜産に移行してきた。今日、牛舎等施設の更新と堆肥舎の建設が課題で、生産規模の拡大で建築物は大規模化している。建築基準法準拠では過大構造となり、この投資額が畜産業への障害となっている。是非基準法の適用除外とし、今日に至る農民の知恵から創造された現存する畜産建築物から学び取った新しい基準による、経済的・合理的生産施設を基盤とし畜産業の高度化を推進したい。
12	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区		津軽地域は、日本一の生産量を誇るりんごをはじめ、減農薬・減化学肥料による米、ミネラル・ビタミンや機能性成分が豊富な野菜などを素材とした健康食品加工等への取組拡大が可能であり、株式会社の最低資本金の額を引き下げることにより、起業化が促進され、新たな雇用の創出が図られる。
13	岩手県	岩手県	日本のふるさと再生特区		本県の寒冷な冬季間の低温を利用して独自の方法での酒類を製造し、小規模な農家民宿等の利用者に対して、都会では味わえない当該農山漁村ならではの伝統料理のもてなしにあわせて提供することなどにより、地域独自の食文化の提供が可能となることから、グリーン・ツーリズムにおける農家民宿等の利用者の増大の向上が期待される。
14		遠野市	日本のふるさと再生特区		グリーン・ツーリズムを推進する中で、農家が、おもてなしのための自家製の酒類をつくるようになることで、文化的な発展を期待し、交流人口の拡大を図る。また、博物館で開催する事業等で、地域の食文化やその歴史を市民が学ぶ機会として、昔の酒類の製造法の実演することは、生涯学習の選択の幅を広げ、地域の活性化にもつながるものとする。
15	宮城県	塩竈市 塩竈市・塩竈魚市場水産加工業協同組合	外国産水産物（すり身、スケコ、たら等）入札特区	塩竈市	全国有数の水産都市で、塩竈市の基幹産業である水産加工業が盛んな地域の特性を生かし、市が策定した塩竈市魚市場地区再開発事業計画の実施とあいまって、外国生産者（非住居者）を輸入者とみなす、規制の特例を導入することにより、保税蔵置所内において外国水産物（外国貨物）を外国の生産者が入札を行うことで直接日本の買受人と取引でき、原魚確保において生産者と日本側の需要者との相互関係が構築しやすくなる。
16		大郷町	アグリビジネス特区		大郷町独自の異業種連携型「アグリビジネス」の実現を目指すため、農家自身が抱えている問題を解決するため、大郷町内の当該農地を株おおさと地域振興公社（大郷町7割出資）を核として、町内の農地を町内農業者（農業法人・認定農家）で営農できる体制を構築したい。

17	宮城県	田尻町農政商工課	(仮称)農地制度における交換耕作の利用権設定規制緩和特区		効率的な土地利用から、作物の高品質・高収量生産により農業所得を確保し水田農業を確立するため、また、交換耕作者への転作助成金直接交付の問題や交換耕作による共済加入の問題等を解決するため、未相続地等の水田や、50a 下限面積制限等農業者資格により利用権設定が制限される水田、また、農業基盤強化法等により既に長期の利用権設定が行われている水田でも、使用収益権として認定すべく、交換耕作の利用権設定ができるよう農地・農業者の規制を緩和する。あわせて、転作集団化にかかる交換耕作は、作物作付け等を考慮した期間的限定を前提に、当事者の申請書1枚に申請を簡略化する。
18	山形県	酒田市	観光農園設置推進特区	市町村の全部	農業の盛んな都市地域であるといった地域の特性を活かし、観光農園設置推進事業の実施とあわせて、都市計画法、農振法の農業用施設の該当施設に観光農園施設の特例を導入することにより、域内都市住民の観光・余暇活動を充足する施設の充実、農業・農村の活性化を推進する。
19		天童市	田園集落再生特区		市街化調整区域内の既存集落における現行の開発制度の許可対象は、地域内居住者の分家住宅等に制限されている。しかし、このままでは人口の減少に歯止めがかからず、また、少子高齢社会が進行するため地域コミュニティや小学校の維持が危惧される。既存集落内へ居住しようとする者の専用住宅建設の許可を緩和することにより、地域特性に応じたUJ Iターン希望者の受け皿ともなり、地域活性化に資することができる。
20	山形県	山辺町	農ある暮らし特区	別紙地図の通り。区域は山辺町都市計画マスタープラン参照。	中山間地域の2種農地(農振農用地区域)において、定住人口の増加を図り、集落機能を維持保全するため、農業者以外の方が住宅を新築・改築し、かつ、宅地に接続する10a以上50a未満の農地を購入・利用できる「(仮称)農ある暮らし協定区域」を市町村が設定できるよう、農地取得要件及び農地転用許可要件(集団性阻害要件)の緩和。
21	福島県	会津若松市	会津若松市新規就農支援特区	福島県会津若松市全域	地域農業の高齢化・離農などが進む中、地域営農の持続や農地保全を図れる新たな農業者の確保を目的とした新規就農支援事業を実施するにあたり、農地法上の農地の権利移動後の合計面積の緩和がなされれば、新規就農希望者に対し広く門戸を開きそれら希望者を育成することが可能となり、そのことが地域営農の持続などの課題解消となる。
22	茨城県	里美村 電源開発(株)	里美牧場自然エネルギー活用特区	里美牧場地域 (面積520ha)	標高が7~800m、広さが520haの牧場であるという地域の特性を活かし、風力発電施設の建設やバイオマスリサイクルセンターの建設と相俟って、県立自然公園普通地域への工作物の建設、農業振興地域整備に関する法律や農地転用の規制の特例を導入することによって、里美牧場地域は有数の自然エネルギー基地になることができます。これは、自然エネルギーを活用した村づくりと地球環境問題解決へも貢献したいという、里美村の環境立村構想そのものです。
23	群馬県	群馬県	アグリトピア特区	群馬県内	担い手不足や耕作放棄地の増加が年々深刻化しつつある農業農村において、「JAを地域経済の中核的担い手として位置づけ、「JAによる農業経営」と「農地の所有」を容認する規制の特例を導入することにより、新たな事業展開への道を拓き、農地の積極的な利活用と活力ある地域づくりをめざす。
24		桐生市	農産物の被害防止と市民生活の安全を確保する構想	桐生市	年間を通じて市民生活がおびやかされ、また、農作物被害が拡大している現状を憂慮し、駆除隊員が行なう活動の一部を住民の活動として支援する。

25	群馬県	桐生市	行政が農用地を取得(借地)し、育苗事業を行なえる構想	桐生市	本市では、平成13年度から566haの市有林における10か年管理計画を独自に作成して、クヌギ、コナラ、ケヤキ等の育苗を市民活動を含めて始めている。
26	埼玉県	川口市	農業協同組合の市民農園開設の要件	川口市	都市化が進展してきており、遊休農地が増え、また、市民農園の需要も増えてきている。現在、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条及び第5条では農業協同組合が市民農園を開設する場合、組合員の所有に係る農地の利用に限られているが、これを撤廃することにより、市民農園の開設の増加を図り、遊休農地の解消と農地の保全、都市住民への農業機会の提供を図る。
27		鴻巣市	花のまちこうのす花の文化・産業経済特区	箕田地区(市町村の一部)	土地利用の規制緩和(農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法)により、フラワーセンターを中心に、クラインガルデンを核としたフラワーパークゾーンの設定や花関連産業の集積により、地場産業の一層の振興を図る。また、消費者と直結した産地を育成し、消費者参加型農業を確立するとともに、民間資本等を積極的に導入し、農業産業構造の転換を図る。
28		久喜市	農地集積特区	久喜市全域	梨組合など法人格を持たない任意団体へ農地の集積が出来るようにする。
29		久喜市	農用地区域利用特区	久喜市全域	農用地区域からの除外要件を大幅に緩和し、地域の実情に応じた定型的な開発が出来るようにする。(条例で区域指定された区域については、農業振興地域から除く)
30		菖蒲町	農地流動化推進特区	町内の農地	本町は、関東でも屈指の穀倉地帯が形成されている。また、特産品である梨及び苺は、県内では屈指の生産高を誇っている。しかしながら、昨今の農業者における後継者不足が課題となっている。そこで、民間事業者が農業者への斡旋を目的として農地を保有することで、未生産農地の流動化が促進され、農業者の規模拡大が推進、農地の荒廃防止、農業生産のコストの減少及び農業者の就業継続意欲の増大に繋がる。
31		菖蒲町	農産物直売所設置特区	町内における農業振興地域	本町は、農業を中心として発展し、特産品である梨及び苺は、県内での屈指の生産高を誇っている。しかし、最近の消費者の食に関する関心の高まりや、意欲ある農業後継者の育成、地産地消、観光農業の推進といった面で課題が生じている。そのため、農業者の自宅等に隣接する幹線道路沿い等において、一定規模までの直売施設の設置を簡易な手続で認め、地場産農作物の販売を促進し、生産者の顔の見える安心で安全な農業等を推進する。
32	千葉県	東金市	市民農園特区	東金市及び山武郡	首都圏に隣接し、交通体系も充実して都市住民の自然系レクリエーション需要の高い九十九里地域において、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するため、特別に指定された区域内での市民農園事業への参入を容易にすることによって、利用者ニーズにかなった良質な市民農園整備促進と農地の有効活用を図る。
33		柏市	都市型農業活性化促進特区		30年間耕作放棄が続いた上利根地区について、農業生産法人を設立して農場として事業展開する計画である。事業の実施にあたり、農業生産法人が実施主体となった市民農園の開設、農地の集団化を図るための土地交換、農用地の多角的事業の展開及び河川法の許可基準の緩和の特例を導入することにより、都市型事業の実現と地域の活性化を図る。

34	千葉県	鴨川市	鴨川市棚田農業特区	鴨川市の一部	過疎化が進む中山間地域の鴨川市大山千枚田では、東京から一番近い棚田といった地域特性を活かし、都市住民の農業体験を受け入れる棚田オーナー制度を展開している。本制度には、田舎暮らしを志向する希望者が多いことから、そのエリアを拡大すると共に、農業者以外が農業に参画できる環境を整備し、更なる中山間地域農業の振興と地域の活性化を図る。
35	神奈川県	小田原市	緑地・農地保全特区	小田原市市街化調整区域	柑橘類の価格低迷により農業経営が厳しさを増すとともに、後継者不足や従事者の高齢化などの問題が顕著になり、耕作放棄地が増大している。そのため、新たな担い手を育成する施策として、市が開催している「いきいき農業塾」の受講生（農家資格なし）が農業に参入できるシステムの構築をし、耕作放棄地の減少を図っていくとともに、新たな力の参入による農業の活性化を推進する。
36		秦野市	民間企業による秦野ふるさと村の創出	市街化調整区域	丹沢山塊の麓に位置する本市は、近年、里山とそれに隣接する農地が、社会経済情勢の変化とあいまって荒廃化が進んでいる。そのため、農地法、都市計画法などの規制の緩和を図ることにより、民間企業の活力を活かし、荒廃する農地の解消と里山の整備を推進し、もって、農林業の持つ多面的機能を増進し、地域特性を考慮した環境の保全を図る。
37	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区		当該地域においては不在世の増加や高齢化に伴い耕作放棄地が増加している。現行農地法で耕作放棄を想定していないため耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。このため、特例の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体性による治山治水・農地維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図る。
38		新潟県	中山間地域産業連携特区	東頸城郡	当該地域は傾斜農地を多数有し、県内で特に過疎化・高齢化が著しく、農業の継続、農地の保全や地域コミュニティの維持が懸念されている。構造改革特別区域法により農業生産法人以外の法人による農業経営への参入が可能になったが、現状では森林組合が参入できない。このため、森林組合法の規制を特区の特例で緩和し、森林組合の農業経営への参入を可能にして新たな産業基盤を創出し、地域の活性化を図るもの。
39		柏崎市	海洋空間活性化特区	港湾区域及び漁港区域	柏崎港に商港区機能と併せ、観光遊覧船の就航、物販施設建設のための観光区機能を併設する。また、風力発電施設を建設し、観光のシンボルとするとともに、クリーンエネルギー生産基地の整備をする。マリナーの民間参入によりサービスの向上と利用者の拡大を図る。漁港では、恵まれた自然景観を活かしたブルー・ツーリズムの推進を図る。これらにより海洋空間の活性化と「港」を中心とした地域経済の活性化を目指す。
40	富山県	富山市	農業用水ミニ水力発電特区	常願寺川水系、神通川水系	地域の特性である豊富な水量と自然の落差を利用して、ミニ水力発電を行う。
41	石川県	石川県	グリーン・ツーリズム促進特区	中山間地域等直接支払制度対象地域（地域振興立法8法及び特認地域）	過疎化、高齢化が進行している中山間地域の農家において、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムへの取り組みは、副収入を得る手段として注目されており、自宅を改装した農家民宿の開業や、市民農園を開設したいとの要望がある。そこで、農家民宿や市民農園に係る諸規定を緩和・撤廃する特区を設けることにより、これらの開業・開設を促進し、都市農村交流を活性化させ、もって中山間地域の活性化を図る。

42	石川県	石川県 河北潟干拓土 地改良区	干拓地農業活性化	石川県河北潟干 拓地内	(1) 農地取得に係る「農地法」の規制を緩和し、「農業生産法人」以外の企業の農地取得が可能な区域を設けることにより、食品メーカーなど食に関連する民間企業が直営農場や農産物加工場を経営できるようにする。 (2) 地域の農業者と食品関連企業が連携し、「農振法」「農地法」など土地利用に関する規制の特例と園芸等の趣味のための農地取得ができるようにすること(農地法の緩和)により、食と農のふれあいが可能となる場所を設定し、干拓地農業の活性化と県民の憩いの空間を創造する。
43	石川県	石川県	サーモン・フィッシング特区	手取川(ただし、 美川町管内に限 る)	平成12年度から手取川河口においてサケ有効利用調査を実施し、県外からの参加者が毎年増加しているところであるが、法令改正により、特別採捕許可から通常の知事許可へと移行させることにより、経済効果を持続・発展させ、地域経済の活性化を推進する。
44		輪島市	輪島港マリンタウンプロジェクト特区	輪島市河井町地 先輪島港マリン タウンプロジェ クト区域	輪島港マリンタウンプロジェクト事業は、輪島塗、朝市に次ぐ第三の魅力創出の場として期待が大き く、当初計画にとらわれずに用地を弾力的に活用し、地域経済を活性化したい。このため、公有水面埋 立地の計画変更、用途変更手続きの簡素化及び許可権限の地方への委譲を図ると共に、公有水面の埋立 により不要に帰した国有地(埋立背後地)を地方分権推進に基づいた法定外公共物に係る国有財産の譲 与の対象としていただきたい。
45	山梨県	山梨市	アグリカルチャー振興特区	山梨市	果樹地帯にある遊休農地の解消と有効利用のために、都市と農村の交流を図り、もって農業・農村の 活性化、また新たに企業の創出に向け、チャレンジしやすい環境づくりを図ろうとする事業である。果 樹農業は、野菜と異なり永年性のため、滞在型と併せ、永住型も求められる。したがって、農地と住居 がセットした区画の開発が行えることとし、農業法人等が事業に参入できるようにする必要がある。また、 新規就農者が将来規模拡大のため、特区に限り農地の取得面積の要件を緩和する。グリーンツーリ ズム推進のため、自分で栽培した果樹を自らが加工消費することで、自産自消の喜びが生まれる。
46	長野県	長野県	エココミュニティ創出特区	市町村	地域内での食糧自給、循環型農業、再生可能エネルギーの利用などを促進するため、畜産業、林業、 食品製造業、食品流通業、外食産業、家庭が連携した有機物循環システムの構築が必要だが、その実現 のためには地域に即した規制緩和が必要である。
47		長野県	ウッディータウン推進特区	長野県	地域材利用の公共建築物や学校等に対する建築基準法の面積要件に関する特区を設定し、地域の環境 に相応しい木造施設を整備するとともに、森林整備、木材の生産、加工、住宅建築に至る地域産業を育 成する。
48		長野県	ミニワイナリー特区	長野県	長野県は美しく豊かな自然環境や特色ある地域文化などの観光資源に恵まれ、さらに三大都市圏に近 いという好条件も重なって、全国有数の観光地として発展してきた。こうした特性を活かして、酒類の 製造免許の要件(製造数量最低限度基準)の緩和の規制の特例の導入により、農園レストランやホテル・ 旅館で自家製ワインを宿泊客等に提供するサービスを実現することで、観光客の増加とともに、地域経 済の活性化を図る。
49		長野県	グリーンツーリズム推進特区(白 バス特区)	複数の市町村	都市と農村の交流を目的としたアグリツーリズムを推進するため、道路運送法の規制を緩和し、観光 協会等の旅客運送等により、更なる交流の推進を図る。

50	長野県	長野県	長野県どぶろく特区	長野県	農村地域の特色ある農業生産や伝統文化等の資源を活かした取組を助長するため、酒造法の緩和により地域性のある酒類の製造を推進する。
51		長野県	水利権調整特区（豊水等水利使用）	長野県内	安定的に水利用ができる範囲として基準湯水流量が定められており、発電用水と消流雪用水について例外的に取水が認められているが、それ以外は、その範囲内で流水占有許可をすることになっている。現在の水利用が限界に達しており、新たな水需要に対応できない地域については、通常許可されない基準湯水流量を超えた豊水部分を利用することにより、流水の有効配分が可能となり、地下水等利用施設との共用を行うことによる経費の節減など、産業・経済活動の活性化や都市機能の向上を推進する。
52		塩尻市	(新規就農者定住促進特区)	塩尻市	農業に取り組もうとする個人又は法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後合計面積要件の緩和
53		更埴市	あんずの里活性化特区	更埴市大字森地域	あんずは観光農業として定着してきている。しかし、後継者不足等課題も多く、荒廃化や伐採する農家も増え、あんずの里の存続を危ぶむ声も聞かれる。このようなことから、市が農地を取得できるようにすることや、農地取得の下限要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入することにより、あんず栽培を継続して行えるようにし、地域の活性化を図る。
54	静岡県	掛川市	森の都特区	掛川市の一部	1 来年開業する温泉利用者への食事提供を目的に、目的外使用への規制の特例を導入し、キャンプ場内の既存食堂・展示販売施設を早急に造改築することにより、施設の管理・運営をする（株）森の都ならここの集客・増益を実現する。 2 土地条例により、森林保全を目的に特別計画協定区域に指定をした区域内の、永久森林の取得を起債対象要件とされたい。あわせて、起債制限の対象外と少額の起債発行も認められたい。
55		掛川市	発酵文化創造掛川特区構想	掛川市全域	都市と農村の交流による地方農村の活性化は21世紀の農業・農村の重要な課題である。今日、都市住民の自然回帰願望は極めて強く、グリーンツーリズムの盛況はその表れである。当市はそれらの背景をふまえ、各農家による独自の自家醸造酒の製造、販売を通して、失われた地方独自の「発酵文化」を育て、地域の活性化に役立てようとするものである。
56		掛川市	スローライフビレッジ掛川特区構想	掛川市の一部	当市の「生涯学習まちづくり土地条例」に基づき住民総意によりまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活を体験することで真に豊かな人生を送ることができる空間とする。そのため、諸規制の特例を導入し、合理的で利便性の高い農業天国農園を整備する。

57	静岡県	掛川市	旧リゾート施設用地活用特区	掛川市の一部 (北部)	当市の生涯学習まちづくり土地条例の住民の総意に基づくまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活の体験により、豊かな人生を送れる空間とする。そのため、農地法や不動産登記法の適用除外、土地収用法の拡充等により、円滑な事業実施を図る。
58		掛川市	道の駅・日坂宿・小夜の中山特区	掛川市の一部	歴史と文化豊かな自然を生かし、道の駅建設事業の実施とあわせ農振除外などの規制の特例を導入することにより、3ゾーンをルート化した掛川市ならではの生涯学習公園を創出することができ、地域の活性化に寄与できる。
59		掛川市	地図混乱是正特区	掛川市全域	明治初期に定めた現在の土地制度は、戦中の食糧増産政策や戦後の農地改革、農業振興策等様々な沿革により登記上の権と現地の管理状況と食い違いが生じている。それを相隣者の同意に基づいて、地籍調査事業により登記上の権と現地の管理状況を一致させ、二重地籍も地籍調査の影響を与えない処置をした。
60		菰山町	遊休農地活用推進特区	菰山町農業振興 地域	遊休農地活用を図りつつ、地下水涵養などの環境面の効果も期待があり、地域のニーズによる利活用が市町村の適正管理において行われる特区とする。
61		菰山町	菜園つき住宅推進特区	菰山町農業振興 地域	首都圏からの定住希望や、非農家の新規就農希望に応え、定期借地権設定又は権利取得し、かつ除外せず農振農用地として農業の利用を担保する『菜園つき住宅』の整備を図り、自然にやさしく安全な農作物の生産を担いつつ豊かな農ある暮らしができる特区とする。
62	愛知県	豊川市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、ひまわり農業協同組合、東三温室園芸農業協同組合、宝飯豊川畜産農業協同組合	環境保全型農業推進特区	ひまわり農業協同組合管内(豊川市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町の区域)	総合有機センターの設置・運営に際して廃掃法、都計法、建築基準法に係る規制の特例を導入することで円滑な事業を展開でき、露地野菜・施設園芸を主とした地元農業者へ良質な有機肥料を供給し、減農薬・減化学肥料による安全で環境に配慮した農産物の生産を推進して、循環型農業の確立による地域環境の保全と地域農業の活性化を図り、地域農業振興の指針である「豊川宝飯いきいきプラン・食と農と緑のまちづくり」を実現する。
63		豊田市	営農支援特区	豊田市全域	本市では遊休農地の増加が懸念される一方、自動車関連会社の定年退職者の急増が見込まれている。そこで定年退職者等に、農業に参加いただく(仮)営農支援システムを構築する。これは農地の権利移動に係る下限面積制限の緩和、市民農園での収穫農作物の販売可能化により、市民が「就農」又は「生きがい」を目的として農業に参加することで、遊休農地の解消と農地保全、及び高齢者の生きがい対策を推進するものである。

64	愛知県	犬山市	都市と農業の共生特区	愛知県犬山市橋爪、五郎丸他地区	当該地区は、豊かな自然や農業がcaろうじて守られているものの、一方では国道のポテンシャルを活かした都市開発も可能な地区である。この地域特性を活かし、大規模商業複合施設の誘致、農業ふれあい空間の整備とあいまって、農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大や市街化調整区域における許可要件などの規制の特例を導入することで、民間活力の導入が期待でき、農業の安定的継続と良好な都市開発を円滑に推進できる。
65	京都府	丹波町	丹波ワイン産業振興特区		丹波ワインは、休耕田利用による葡萄の供給が可能であれば国内外での販売拡大が可能である。ワイン用の葡萄の収穫まで7年という農家の負担、観光客が当地で購入するメリット、優秀な外国人ソムリエを招聘等の問題がある。助成補助金や農地取得制限を見直し、酒税及び消費税の非課税措置、酒類販売業開設要件等の緩和、入国条件の緩和等を実施し、ワインの製造販売量の拡大、農家の収入の安定、雇用の促進等をはかる。
66	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	西北神地区の農業・農村地域(共生ゾーン区域のうち環境保全区域を除く)	「人と自然との共生ゾーン条例」を生かし、認定農業者の対象範囲の拡大や水稲共済の当然加入基準の緩和といった規制の特例を導入することによって、住民と行政の協働によるセーフティネットを通じた農業経営と土地利用等の新たな仕組みを構築する。
67		市島町	環境保全型農業等推進特区		市島町では、町全体で環境保全型農業に取組み、町営堆肥センターの利用による土づくりを基本にした農業を展開している。こうした地域の特性を活かし、農業の活性化を目的に設立されたNPO法人が、新規就農希望者の実習・研修農場及び環境保全型農業技術のモデル農場としての農地の権利取得ができるようにし、本町の「有機の里づくり」の一層の推進を図る。
68		兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	自然産業特区(花と緑の特区)		明石海峡大橋の開通によって、都市部との活発な交流が期待される淡路島北部丘陵地域において、農地の保有に関する規制の特例を導入することにより、意欲ある企業等による農業分野への参入拡大を通じた新たな農業経営の展開や農に親しむアグリライフ(楽農生活)を推進する先導的な拠点を形成し、人集い、花と緑あふれる地域を創出する。
69		兵庫県、豊岡市、城崎町、日高町、温泉町、香住町、但東町、出石町	グリーンツーリズム特区	香住町、但東町、出石町(それぞれ追加)	アグリライフ(楽農生活)の推進による農林水産業体験機会の充実、農漁型家民泊などを進め、但馬地域における新たな体験・交流型ツーリズムを推進する。
70	岡山県	笠岡市	笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活性化特区	笠岡市	広大な笠岡湾干拓地の特性を活かし、環境にやさしい安全な農畜産物を提供するだけでなく、382haの粗飼料生産供給基地を有効に活用し、民間活力を導入し、加工施設等の整備により新しい特産品の開発を行うとともに、家畜ふん尿等再利用施設、ログハウス付市民農園を設置し、農園付住宅を造成するとともに、高齢者・障害者のいきがいゾーンを設けることにより、新規就農者や地場産業の育成、雇用の創出、民間福祉産業の拡大を図る。

71	広島県	世羅町世羅西町	広島中部台地 農業改革特区	1次提案と同じ	<p>本地区における特区構想は、歴史的に営々と耕作されてきた農地についての規制緩和は全く計画しておらず、県営・国営農地開発事業・農業公園整備事業及び国営農地開発事業残地（山林）の行政施策によって創出された農地等についてエリアを限定しての規制緩和であるため、貴省が懸念されるところの企業の投機目的あるいは地域での水管理、土地利用の混乱を招く等は想定されません。特区構想の発想の背景には日本農業の難しさ、農政の不確かさがあることもご理解いただきたい。「構造改革特区推進のためのプログラム」では「規制改革は全国一律でなければいけない」という従来の発想から「地方の特性に応じてさまざまな規制のあり方がある」という考え方が基本方針であります。こういった意味から、構造改革特区のあり方は地域の特性やニーズに応じた規制緩和を実現し、地域がもつ潜在力を自由に発揮できる仕組みづくりが重要であると考えます。株式会社が直接農地を保有することを禁止するという農地法上の目的は、本来農地保有主体の形態を規制することによってではなく、農地の転用制限という行為規制によって達成するのが筋であります。株式会社に農地の所有権の取得を禁じる合理性は本来存在しないと考えます。農業改革特区で最も期待されたのは、農地規制を大幅に緩和して農外企業が直接農地を保有できることを前提に農業経営を認める「企業参入特区」であったものが、提案から内容が大きく後退し「遊休農地に限る」「賃貸借だけで所有権は認めない」「水管理など細かい協定を市町村と締結する」「農業委員会の許可が必要」等の厳しい条件がつけられています。このままでは参入を計画していた企業が二の足を踏んでいるのが実状であります。これまでの特区構想に係る関係法令の修正過程の中で、国の各省庁は「現状でも可能」「運用でできるようにする」などといった項目を多く掲げられていますが、これらが形式上の論理ではあっても、実態を鑑みれば実効性を持たないのが現実であると思われます。このままでは日本の農業は閉塞感が強まる一方であると思われます。貴省におかれましては関係法の大幅な修正について再考を願うものであります。</p>
72	山口県	柳井市農産加工特区			<p>安価な輸入農作物の影響で、農業経営は一段と厳しさを増している。農作物を2次加工することで、農作物の付加価値が高まるが、農作物には季節性があるため、通年で営業することはもともと難しいし、通年営業したときには事業失敗の痛手も大きい。同一の製造場で複数の加工品を製造できることを認めることにより、農産加工への新規参入が容易となる。</p>
73		柳井市	農業経営合理化特区		<p>農業経営の合理化のためには、農家1戸当たり農地面積の拡大や分散している農地の集約化を進めることが重要である。しかし、農地保全の見地から、農地の交換や売買にはさまざまな法的規制が存在する。それらの法的規制を部分的に緩和することにより、農地の権利移動を促進し、農業経営の合理化を進める。</p>
74	徳島県	上勝町	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区	市町村長が、特に出る市町村の範囲	

75	長崎県	郷ノ浦町	離島農地特区	郷ノ浦町内	離島であるが福岡都市圏に近いといった地域の特性を活かし、少子高齢化による耕作放棄地等の有効利用を図るとともに、Uターン者Iターン者へ利用してもらう事で農地の荒廃を防ぎ、福岡方面との交流人口が増加する事に伴い経済活動も活発になり、郷ノ浦町のひいては壱岐島の活性化を図る。
76	熊本県	熊本県	農村生活体感交流特区		余暇的な農業や新規就農を希望する希望する都市部の人々に、グリーン・ツーリズムで農村のありのままの生活体験の機会を提供し、交流や定住の促進を図るとともに、経済活動を通じた継続的な都市と農村とのつながりを構築し、人と人のつながりにより地産地消の運動に弾みをつける。
77		産山村	ハウス営農特区		遊休農地を集約、ハウスを建設し新規就農者等に「農地法第3条の規制の特例を導入して」貸付し高冷地を活かした施設園芸を推進し、併せて新規就農者等の定住推進により地域の活性化を図る。
78	宮崎県	宮崎県	畜産リサイクル推進特区		全国でも有数の畜産県であり、鶏糞や肉骨粉等の畜産関連バイオマス資源を豊富に有するという本県の特性を生かし、これらの資源を鶏糞ボイラーで焼却処理し、エネルギー（電気、蒸気熱）として有効活用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用するため、肉骨粉を燃料として使用し、かつその焼却灰を肥料として利用できるよう規制緩和を行うこと。
79		宮崎県	地域材活用活性化特区	日向・入郷地域 地域材活用活性化特区	国土保全、地球温暖化防止など森林に対する期待が多様化・高度化する中で、木材の需要拡大により地域経済の活性化を推進するため、木材の供給体制づくりが進んでいる日向・入郷地区において、駅舎の木造化をはじめとした「木を活かした街づくり」を進めている日向市を中心に、木材の活用への規制の特例を導入することによって、再生産可能な木質資源による循環型社会の構築と持続可能な森林経営を推進する。
80	鹿児島県	加世田市	砂丘地域再生振興特区	加世田市	吹上浜砂丘の一部を含む当地区では砂丘の有利性と温暖な気候を活用した農業が営まれてきた。今後恵まれた農業資源と観光地としての集客力を活用した振興策の実施と相まって、農地の再生・集積、産官学による共同研究システム構築、観光農業の推進等を図る計画であるが、市による農地の売買、民間団体の試験用農地の取得、特定農地貸付法の規制の特例を導入することによって、農村文化公園を核とする地域振興を図る。

第3次提案

1	岩手県	遠野市	「日本のふるさと再生」特区	遠野市全域	<p>既存の農家の家屋を交流のための宿泊施設として、建築基準法の特例措置を講じられたいこと。</p> <p>本業である農業へ影響が出ないように、農家民宿における負担の軽減を図る趣旨から、農繁期や盆暮の親類が集まる時期又は地域の寄り合いなどで留守にする場合などを含めて、受け入れる農家と利用者との合意を重視した運営形態とすること。</p> <p>農家が自ら栽培した米を原料にして製造する自家製の酒類に係る酒税の納税申告において、簡易な計算方法を選択できるようにすること。</p>
---	-----	-----	---------------	-------	--

2	北海道	北海道	農村再生特区	北海道全域	担い手の減少や遊休農地の増加などにより、農業生産活動の停滞や農村地域の活力の低下が懸念されている本道農村の再生を図っていくため、市町村の農地取得による新規参入者への長期貸付、農業者が経営する農家民宿等における、果実酒やしょうちゅうなどのどぶろく以外の酒類の製造・提供、海外農業研修生の在留期間延長や農業生産法人における受入人数枠の拡大などにより、多様な農業参入や農業者によるアグリビジネスの取組、農村地域の活性化を促進し、地域の自主・自律を基本とした本道農村の再生に資する。
3		芦別市	都市部における農業担い手支援特区	芦別市の都市計画用途区域内における農用地	用途地域内にある農地を認定農業者等担い手が利用集積して経営規模を拡大する場合、制度上の制約のため不利な要素となっている2つの制度の土地区分の色分けを重複させるのではなく、制度上の適用範囲を拡大させることにより、農林水産省所管事業の対象農地として取り扱うことで経営耕地の分散化を防ぎ、利用集積による規模拡大を図る。
4	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森県青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の区域	構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）第23条に規定する第13号事業の実施主体が、同事業の利用者のため2アール未満の駐車場整備を行う場合は、農地法第4条及び農振法第15条の特例として、都道府県知事の許可を要しないものとし、経営移譲年金の受給者から農地の使用収益権の移転を受けている者が第13号事業を行う場合は、特区法第23条の特例として、農地所有者と使用収益権者と認定を受けた地方公共団体が第13号事業実施協定を締結することで足りるものとする。
5	宮城県	大郷町	アグリビジネス特区	大郷町全域	大郷町独自の異業種連携型「アグリビジネス構想」の実現のため、株式会社であっても行政補完型の第3セクターであり、町が全株式の70%以上を出資し、代表取締役が首長で、地域の農業振興に実績があると認められる場合に限り、農業生産法人要件をすべて満たさなくても農業生産法人として認め、農地取得による農業経営を可能にしてほしい。
6	埼玉県	吉川市	農用地利用集積特区	市内農業振興地域	農用地の利用権設定の要件を緩和することにより、農用地の流動化促進と農業者の集団化・組織化を促進し、明日の農業担い手を育成する。
7	千葉県	柏市	都市型農業活性化促進特区	柏市田中遊水池～あけぼの山農業公園周辺～手賀沼周辺（約830ヘクタール）	柏市には都心から30km圏内にある数少ない大規模農地があり、隣接してつくばエクスプレスと新しい街づくりが進められています。また、自然志向や農業・園芸への関心の高まり・余暇時間の増加など市民の意識や生活様式も変わりつつあります。このため、特区制度による規制緩和を活用しながら、市民や民間事業者など多様な参加により、農作物の生産・加工販売や市民・学童体験農園など、集客性の高い大規模都市型農業を積極的に進め、産業振興と地域の活性化、都市部の貴重な自然資源の保全を図ろうとするものです。

8	山梨県	勝沼町	勝沼町ぶどうワイン交流特区	勝沼町	日本のぶどうワイン発祥地として固有の歴史と文化を持つ勝沼町のぶどうワイン産業を次代へつな ぎ、地域農業の振興を図っていくため、遊休農地化の防止等、農地の保全と活用を目指して、農地法の 緩和により、非農家による就農機会の増大を促進するとともに、労働基準法の緩和による高齢農家や兼 業農家に対する援農態勢の整備を行う。また、酒税法の緩和により、農家自身がワイン醸造に取り組む ことのできる態勢を整えることにより、地域内経済の活性化を促すものである。さらに、栽培指導や体 験イベント等を通じて交流事業を推進することにより、地域社会の活性化を図っていくものである。
9	長野県	長野県	チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区	長野県全域	チーズを製造するには、比重、酸度、細菌数の成分規格はあるが、製造に関する規格はない。しかし、 乳製品の製造について、牛乳製造と同等の加熱殺菌をすることと指導されているため、実際の製造はす べて殺菌乳が使用されている。酪農から製造販売までを行っている一般酪農家において殺菌時間短縮の ことが可能で、細菌の管理が厳格にできるため、製品に関する衛生管理がしっかりできれば、このような農家 製造指導者が から増える。
10	長野県	長野県	農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区	特例10001 または10002 により特区認定 を受けた市町村 全域又は一部 または、特例10 01 または1 002 により 併せて特区申請 を行う区域	・農業近代化資金助成法の第2条中の「農業者等」に特例10001 または10002 の特区認定を受 けた市町村の事業実施主体の一般法人等を含める。 ・農業信用保証保険法の第2条中の「農業者等」にも含める。
11		長野県	一般法人の農業経営支援特区	特例10001 また は10002 により 特区認定を受けた 市町村全域又は一 部または、特例100 01 または10002 により併せて特区 申請を行う区域	特例10001 または10002 の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等については、 農林水産省関係の経営構造整備等を行うことを目的とした補助事業の事業主体とする。
12		長野県	農業生産施設の目的外利用推進特区	長野県全域	補助金適正化法に定められて、地域の実情を反映し、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている規制の緩和。
13		長野県	担い手育成事業特区	長野県全域	農林水産省の定める経営体育成基盤整備事業実施要綱等で事業実施上、必要とされる要件の緩和。

14	長野県	長野県	農業用水路小水力発電特区	長野県全域	水力発電は、自然循環型で再生可能なエネルギーである。農業用水路を利用した小水力発電が可能な地域において、電力を農事用電力へ利用し、農家等の維持管理費の軽減を図ることを目的に、利用可能な水力の全てを開発する代わりに、河川法に基づく発電水利権を省略したうえ、建設費用の助成や電力会社等の参入を促す。
15	兵庫県	兵庫県、加美町、八千代町、青垣町	多自然居住促進特区	加美町、八千代町、青垣町の全域	多自然居住を推進するため、農家民宿を推進し、地区集会所において都市農村交流に参加する都市住民を宿泊させる場合は、旅館業とは見なさず旅館業法の適用除外とする。過疎化・高齢化が進展する当該3町においてNPO等非営利活動団体が空き家を斡旋・仲介する場合は、宅建業法の適用除外とする。さらに、農業生産法人以外の法人の農業経営への参入を容認するため農地法を緩和し、特定農地貸付による市民農園の開発主体を市町や農協以外の者に拡大し、就労の場の確保と地域社会の維持保全を図る。
16		神戸市	人と自然との共生ゾーン特区 (大都市近郊農業特区)	西北神地区の農業・農村地域 (共生ゾーン区域のうち環境保全区域を除く)	「人と自然との共生ゾーン条例」を生かし、農地取得の下限面積の緩和やNPO法人の農業参入、農業生産法人の要件緩和といった規制の特例を導入することによって、住民と行政の協働によるセーフティネットを通じた農業経営と土地利用等の新たな仕組みを構築する。
17	岡山県	岡山県	田舎暮らし促進特区	岡山県内中山間地域市町村	岡山県内の過疎・高齢化が進む中山間地域市町村において、田舎暮らしを望む都市部からのUJIターン者の「菜園付き住宅の取得」というニーズに応えるべく、農地取得の規制を緩和することにより定住の促進等、過疎・高齢化が進む中山間地域の自立・安定に寄与するものである。
18		岡山県	ファームワイナリー特区	岡山県内のブドウ生産地域	ぶどうの生産を行う農業者が自ら生産したぶどうを用いてワインを製造する場合、ファームワイナリー特区においては、当該農業者の製造数量が酒税法第7条第2項で示された果実酒類の生産基準数量6キロリットル未満であっても酒類の製造免許を受けることができるものとする。
19	広島県	三次市	三次ニュー・ファーム・特区	三次ICの南の山林部において農用地開発する農地10haの内の5haを新規農業者20名程度の専用圃場として確保し、三次ニュー・ファーム・特区により農地取得の下限面積を20aに緩和すること併せて、「ふるさと農機具造りプラン」により新規農業者資金支援事業、三次市アグリ・フロンティア支援事業、新規農機具整備事業を通して支援を行い、入植者が入れ替わりやすく、地域産物のグリーンアスバラガス・小松菜の振興を通して「もうかる農業」の展開を図る。	

20	愛媛県	今治市	地産地消推進特区	今治市	市街化区域内農地の利用権設定、法人格を持たない農業集団への利用権設定、利用権設定により貸し出した農地の納税猶予の継続、農業者年金を受領しながらの営農の継続などにより地産地消を進め、農地の有効利用と担い手の育成を図るとともに学校給食に自由な献立を実現することにより児童生徒の健康増進、食農教育の推進、一般家庭や外食へのPRを進め、安全な地域食材の生産と消費の振興を図る。
21	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	大分県安心院町内全域	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。
22		大分県	有害鳥獣被害防止推進特区	大分県(ただし有害鳥獣による被害常襲地域に限る)	農林業事業者が被害防止のためにねずみ、もぐら類を捕獲することは例外として認められているため、鳥獣の種類を拡大して、被害の大きいイノシシ、シカ、サル、カラスについても許可がなくても自ら被害防止のために「はこわな」又は「囲いわな」で捕獲できるようにする。

第4次提案

1	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森県青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の区域	構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第31条に規定する特例貸付事業の実施主体が、同事業の利用者のため2アール未満の駐車場整備を行う場合は、農地法第4条及び農振法第15条の15の特例として、都道府県知事の許可を要しないものとし、経営移譲年金の受給者から農地の使用収益権の移転を受けている者が特例貸付事業を行う場合は、特区法第31条の特例として、農地所有者と使用収益権者と認定を受けた地方公共団体が特例貸付事業実施協定を締結することで足りるものとする。
2	秋田県	藤里町	世界自然遺産白神山地の郷藤里ふるさとづくり自然・農林業体験特区	秋田県藤里町	世界自然遺産に登録された白神山地周辺での自然体験や農林業体験、歴史文化探訪等と、それに伴う滞在型観光が一体となった総合体験学習型観光産業のため、農地を民間企業に貸付けして有効利用を図ると共に、学校教育等に準じた農林業体験学習の場に、既存の旧教育施設を宿泊施設として利活用することにより、エコツーリズムやグリーンツーリズム等を推進した農山村地域の経済の活性化を図る。

3	秋田県	西木村、西木村 グリーン・ツーリズム研究会	感動創造博物館特区	秋田県西木村全域	通年的に受け入れるまでに至らない農村体験の一環としての宿泊については、旅館業法上の「業」とはみなさずに、農家の届け出による有償での受け入れを可能とする。その際は、村独自のガイドラインを設定し研修等を行うことにより、訪れる都市住民への安全・安心確保に努めるものとする。また、協議会を設置するなどグリーン・ツーリズムに重点的に取り組んでいる中山間地域の市町村を特区の対象とする。
4	群馬県	神流町	かな田舎体験交流特区	群馬県多野郡神流町全域	別紙1の「かな田舎体験交流特区」を行うことで、地域間交流による田舎と都市との文化の違いや生活習慣を既に実現している「農家民宿」の拡充により「民家民宿」で幅広い田舎体験をことを目的とし田舎町と都市との積極的交流を未永く続けていくことに意味があり特例措置の提案・実現することで、過疎神流町の活性化を図ります。
5	埼玉県	坂戸市	農と健康市民交流促進特区	坂戸市内農地全域	都市住民と農業者の連携による「坂戸市型市民農園」を拡充整備推進し、市民の農業に対する認識を高めるとともに不耕作農地の有効利用を図る。特に、生産緑地内の農地を中心とした市民農園とその他の農地を利用した市民農園の拡充整備と利用促進を図り、市民農園により収穫された農産物の加工販売の推進、また「農と健康市民大学」を開講し、市民を対象とした講座と市民農園などでの農業実地体験による農業と食と健康に関するスキルアップを図り、援農ボランティアの育成、新規就農者の育成を組織的に支援して行くことを目指す。
6	千葉県	柏市、有限会社 柏みらい農場、 有限会社 農業 生産法人・利根 ファーム	都市型農業活性化促進特区	田中遊水地内上利根地区	上利根地区の農地を再生し優良な農場として利用していくにあたって、農地の集団化のために土地交換を行うことが必要であるが、現状では後継者不足や高齢化等により農業要件を欠く者が大勢おり土地交換ができない。しかしながら、農地法の要件を再具備することは難しい状況であるので、地域を特定し認定農業者が農業の担い手として営農を行う場合に限り、地権者が農地法の要件を満たさない場合であっても土地交換が可能となる規制の特例を導入し、耕作放棄地の解消並びに国が計画している越流堤移設事業の推進を図る。
7	神奈川県	小田原市	土に親しむ観光農業特区	小田原市	農地を一定の条件下(300坪以下、30年以内、作物指定等)で誰にでも賃借を可能とし、かつその土地の中に借主が簡易宿泊施設用家屋を建築することを可能とする。さらに市場経済に影響を与えない範囲で成果物の販売を認める。
8	福井県	福井県	学びといやしの里づくり特区	福井県全域	農林水産業や伝統産業等の産業を担う生産者や職人が持つ知識や技術・技能など、優れた生産物・伝統工芸品を作りだす知的財産が集積している地域において、体験型農園を経営している農家が多数存在している地域において、体験宿泊を行う民家工房および農家民宿等周辺の民家や空き家における消防設備要件緩和や、農家民宿等におけるワイン製造免許に係る特例を設けることにより、農林水産業や伝統産業に観光的要素を加えた新たな経営スタイルを確立するとともに、本県をPRすることにより地域の活性化を図る。

9	長野県	長野県	一般法人の農業参入支援特区	特例1001 または1002 により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001 または1002 により特区申請を行う区域	特例1001 または1002 の特区認定を受けた市町村において、特区を活用して農業参入した一般法人等については、農林水産省関係補助事業の事業主体とする。
10	長野県	長野県	農業関係制度資金融資円滑化特区	特例1001 または1002 により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001 または1002 により特区申請を行う区域	農業近代化資金助成法の第2条中の「農業者等」に特例1001 または1002 の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等を含める。・農業信用保証保険法の第2条中の「農業者等」にも含める。
11		高山村	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	高山村一円	有害鳥獣被害に悩んで経営意欲をなくしてしまった農家の方々...。 ” 自分の農地は自分で守る ” という農家の自律を支援しながら、耕作意欲の再燃、活気あふれる農山村の復興を目指したい。
12	静岡県	掛川市(掛川市森林組合)	掛川市森林組合活性化特区	掛川市内	現在、森林組合員の林業所得は激減し、所有山林に対する経営意識も低下し、施業放棄がおこっている状態である。このような中、森林組合の職員及び作業員は、地域の森林の管理に大きな役割を果たしている。森林組合法第27条第1項では、地区内に森林を所有していない者は、組合員資格を有することができない。そこで、今後の森林組合の経営の安定化を目的に、大学にて林学を習得し、チェンソーが使えるパソコンも操作できる職員及び作業員に組合員資格を与え、林業後継者としての意識を高めるとともに、地域への定着を促進させたい。
13	愛知県	愛知県	渥美半島バイオリサイクル農業特区	愛知県田原市、渥美町	肥料取締法上、特殊肥料である家畜ふん堆肥と普通肥料である化学肥料の混合物は肥料として認められていないが、全国有数の園芸・畜産地帯である渥美半島地域において、家畜ふん堆肥と成分保証できる化学肥料を混合したものを有機質肥料として生産・販売することにより、地域有機質資源である家畜ふん堆肥の利用及び土づくりを促進し、地域経済の活性化を図る。
14		愛知県	畜産エコ・リサイクル推進特区	知多地区及び東三河地区の全域(市街化区域を除く)	畜産事業者は、家畜排せつ物法が完全施行される平成16年11月1日以降、家畜排せつ物を適正に管理しなければならない。畜産事業者が設置する堆肥舎等の家畜ふん尿処理施設を、建築基準法上「建築物」に該当しない「工作物(貯蔵槽その他)」と明確化し、建築確認申請の適用除外とする。建築確認申請を不要とすることで、より低コストで家畜ふん尿処理施設を設置できるようになることから、施設整備が大きく進捗し、地域の環境保全と資源循環型農業の確立が推進される。

15	徳島県	上勝町	いどりの町の農業改良と普及特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	都道府県で固有の業務としてきた農・林業改良普及業務において、一般的なレベルで幅広く取り組む従来の県レベルで行う方式では農・林家から大きく遅れを取っており、市町村の区域で特化した業務に取り組みなければ事業効果が発現できない時代に変化しており、農林業普及業務を市町村の業務として権限・財源・人材を都道府県から市町村に委譲する。
16		上勝町	棚田地域における里道の災害復旧採択特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	町中の全てが棚田である上勝町は「上勝の棚田群」と呼ばれ、春夏秋冬、カメラ人が訪れる。しかし棚田の耕作は厳しく、ようやく耕耘機の搬入ができる里道を農道として使っているが、万一被災すると農業用施設災害復旧事業の採択要件では幅員 1.2m以上とされており、復旧できずに放置され山林化する運命となる。棚田の耕作道は地形が急峻であり、十分な幅員が確保できない場合が多いため、採択基準を緩和し、日本の棚田を残し伝えたい。
17		上勝町	有害鳥獣駆除の規制緩和特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	中山間地の農作物に鳥獣の害が広がり、銃器等で駆除を実施しているが、期間が1～2ヶ月程度と短いこと、鳥獣の行動範囲が広く許可区域外に逃げるため、効果が半減して食い荒らされている。駆除期間を最大6ヶ月とする、区域を拡大するため隣接区域と同時に実施する、効果が上がらないときは通常的に他地区から応援させる、等の手段を講じる。
18	長崎県	長崎市	補助金投入施設の処分規制の緩和	長崎市	国庫補助事業により設置した水産業関連の共同利用施設につき、用途変更や施設更新等を希望するとき、その施設の処分制限期間内に変更・更新等を行うと補助金の一部又は全部を返還しなければならないなど、地域水産業の持続的な維持発展を図るためには時期等を逸する可能性が高い。従って、処分の制限を受ける期間等を緩和することにより、目覚ましい科学技術の発展を背景としたマリノーションに対応した水産業関係の社会資本の速やかな更新が可能となり、地域水産業の持続的な維持発展が図られる。
19		長崎市	農業従事者の狩猟免許取得の特例と有害鳥獣捕獲手続きの簡素化	長崎市内全域	カラス、イノシシ、シカなど有害鳥獣による被害が年々増加し、また被害区域も広域化しており、被害による生産高の減少は農業従事者の営農意欲を著しく減退させるなど深刻化している。そこで、農業従事者の狩猟免許取得と有害鳥獣捕獲手続きの簡素化を図り、農業従事者が防衛策として有害鳥獣の捕獲を容易にすることで被害を押し、農業経営に対する意欲を喚起することで、遊休農地の解消、担い手の育成、確保と地域農業の活性化を図る。また、狩猟免許試験、捕獲の許可事務の権限委譲により、より一層の効果が期待できる。

20	大分県	大分県	田園暮らし応援特区	大分県全域	新規就農希望者や定年退職後の移住希望者等を対象とする新規就農に向けてのトレーニングや住居確保など、県内の市町村等における就農条件や居住環境整備のための取組を支援するために、「田園暮らし応援特区」の提案を拡充し、既に認定されている1006 農地取得の下限面積の緩和(50a→10a)に加えて、□市民農園の定義の緩和(研修目的による農産物の体験販売の許容)及び 樹園地等における第一種農地の転用許可基準の緩和(住宅取得を目的とする場合の集落接続要件の緩和)を導入し、研修から農地・住宅の取得に至るまでの希望者の農村移住実現を支援する。
21		大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	大分県安心院町内全域	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。

第1回認定第1弾

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区地域	概要	規制の特例	特例番号
1再掲	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域	弘前大学等と食品産業との試験研究施設の利用を通じた機能性食品等開発での連携強化、食品産業による原材料の直接生産、都市住民の農産物生産への機会増加など、研究促進、民間活力利用、市民参加等の総合的な推進により、新たな視点に立った食料生産、加工、消費構造の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 	

2	神奈川県	相模原市	相模原市新都市農業創出特区	相模原市の区域のうち農業振興地域	都市化の進行等に伴い遊休農地が拡大する中、「地産・地発・地工・地消」をコンセプトにした農業の創出を実現するため、農業分野以外からの農業への参入を促し、農地利用の拡大を図るとともに、地域ポテンシャルを活かした民間活力による農業の創出と雇用機会の拡大を図り、もって「新都市農業」の実現を目指す。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	
3	新潟県	安塚町浦川原村松代町松之山町大島村牧村	東頸城農業特区	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域	恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた資源を活かした、「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」に取り組むことによって、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住を促進し、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指す。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	
4	山梨県	山梨県	ワイン産業振興特区	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域	ぶどうの一大産地であり、ワイナリーが集積している当地域の特性を活かし、ワイン醸造会社によるワイン造りとぶどう作りの一体化等による高品質ワインの製造などによりワイン産地ブランドを確立し、ワイン産業の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	
5	香川県	内海町	小豆島・内海町オリーブ振興特区	内海町の全域	農業の担い手不足、地場産業の停滞するなかで、小豆島の貴重な地域資源であるオリーブを、加工サイドの企業自らが町内の遊休農地で栽培に取り組み、小豆島産オリーブの実、葉等の原材料の確保と遊休農地の有効活用で町の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	
6	千葉県	千葉県大網白里町	NPO活動推進特区	大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部	NPO法人が遊休農地を活用した農業参入を通じて、農地の保全・有効利用の確保、農作物の栽培や農作業を通じた教育、環境保全活動等の多様な農地利用のニーズに対応した都市住民と農村との交流など、NPOの活動領域の拡大と新たな農業生産システムの構築を図り、農業分野でのモデル的なNPO活動を実証する。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	
7		鴨川市	鴨川市棚田農業特区	鴨川市の区域の一部（棚田地域）	東京から一番近い棚田の里という地域特性を活かして、「日本の棚田100選」の一つである大山千枚田における棚田オーナー制度の実績を踏まえ、都市との協働による棚田保全活動を市内全域に拡大することにより、更なる中山間地域農業の活性化を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	

8	山梨県	須玉町	増富地域交流振興特区	須玉町の区域の一部(旧増富村の全域)	高齢化・担い手不足による遊休農地の増大、交流人口の低迷等の深刻な課題を抱える増富地区は、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として素晴らしい自然景観を有していることから、NPO法人の参入を求め、農業や国立公園での都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化
9	兵庫県	兵庫県豊岡市城崎町竹野町香住町日高町出石町但東町村岡町浜坂町美方町温泉町	グリーンツーリズム特区	豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域	北但馬地域の豊かな自然を活かし、アグリライフ（楽農生活）の推進による農林水産業体験機会の充実、農林漁家民宿、市民農園の拡大などを進め、従来の観光とグリーンツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たな体験・交流型ツーリズムを推進する。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
10	和歌山県	和歌山県	新ふるさと創り特区	和歌山市及び打田町の区域の一部(コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク)並びに橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町、美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域	農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流を促進するとともに、Iターン者が農業、緑の雇用など収入を得る条件を整備し、定住を促進する。	・土地開発公社造成地の賃貸の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

11	宮崎県	宮崎県	神話・伝説のふるさとツーリズム特区	宮崎市、日南市、日向市、西都市、えびの市、南郷町、三股町、高崎町、高原町、野尻町、綾町、新富町、西米良村、都農町、南郷村、西郷村、諸塚村、椎葉村、高千穂町及び五ヶ瀬町の全域	本県には国内最大規模を誇る「西都原古墳群」を始めとする数々の史跡や天孫降臨神話等の伝承、神楽に代表される伝統芸能等の歴史資源が数多く残されている。スローライフ、スローツーリズム等人々の価値観の変化を踏まえ、今年5月に開通する「ひむか神話街道」を基盤として、豊かな自然環境や文化的・知的資源を活かし、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、農山村地域の経済の活性化を図る。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化	
----	-----	-----	-------------------	--	--	--	--

第1回第2弾

1	埼玉県	埼玉県	食と農の担い手づくり特区	埼玉県の全域	埼玉県農業大学校において、食に関するカリキュラムの導入など、県民や学生への教育内容を充実・強化を図ることにより、食と農に関する知識や技術を有する優れた人材を育成し、本県の農業及びその関連産業の担い手の確保を促進するとともに、県民の食と農への理解を促進するなど、本県における「食と農の担い手づくり」の充実を図る。	・農業大学校における無料職業紹介事業実施の容易化	905
2	神奈川県	小田原市	都市農業成長特区	小田原市の区域のうち農業振興地域	小田原市は、東京から80km圏にあり、豊富な交流人口を背景に、都市と農村(田園)が共生できる都市であることから、小田原市農村振興基本計画に基づき実施する施策と、規制の特例措置を活用して、ブランド化、農業所得の向上、地産地消、担い手の育成・確保を確立し、都市農業の成長を目指す。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	1001 1002
3	新潟県	新潟県	新潟県農業大学校アグリワークサポート特区	新潟県の全域	農業大学校において人材の紹介、斡旋、仲介等を実施することにより、農業法人への適正な人材の供給が可能になるとともに、学生が地域の農業関連企業等に就職することにより、地域の農業生産や消費の実態を把握した企業活動が促進され、都市との交流や地域の活性化が期待される。	・農業大学校における無料職業紹介事業実施の容易化	905
4	山梨県	山梨市	山梨市農地いきいき特区	山梨市の区域の一部(笛吹川右岸区域)	果樹生産が盛んな地域において一層の果樹振興を図るため、株式会社、NPO等の多様な主体の農業参入や市民農園の開設を進め、果樹、花き、野菜、稲などの体験農業を含めた農業経営を実施することにより、都市住民との交流や観光農業の振興等を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	1001 1002

5	長野県	長野県	長野県農業大学校ガイダンス特区	長野県の全域	近年の長野県の新規就農者数は、年間150人程度まで減少しており、今後、農業従事者が高齢化に伴い順次リタイアしていくものと見込まれることから、農業大学校における効率的な就職あっせんを実施し、県内就農者の確保・育成に努めることにより、長野県農業を担う若い就農者を早急に確保し、世代交代を円滑に進める。	・農業大学校における無料職業紹介事業実施の容易化	905
6		長野県、大鹿村	大鹿村中山間地農業活性化特区	長野県下伊那郡大鹿村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（建設業者）による農業への参入により、農地の適正かつ効率的な利用の確保するとともに、建設業が抱えている労働力の活用により、地域内の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001
7		長野県、梓川村	梓川村地域活性化特区	長野県南安曇郡梓川村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（株式会社 ファインフーズ梓川）の農業への参入による遊休農地の解消や発芽玄米に適した品種（巨大胚芽米や新形質米等）の開発及び減農薬・有機栽培の実証展示ほ場の設置等により、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001
8	兵庫県	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	自然産業特区	兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町の区域の一部（淡路島北部丘陵地域の開発農地）	農地の約4割が耕作放棄されている淡路島北部丘陵地域において、特例措置を活用した多様な主体による新たな農業経営や楽農生活への取組を推進するとともに、県が整備した「淡路景観園芸学校」や「あわじ花さじき」などの花き園芸振興拠点施設、計画中の風力発電等クリーンエネルギー施設等との連携により「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」の創出をめざす。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	1001 1002
9	兵庫県	市島町	環境保全型農業等推進特区	兵庫県氷上郡市島町の全域	町の農業の活性化を目的に設立されたNPO法人が、新規就農希望者支援のための実習・研修用農場、環境保全型農業技術の研究・実証等のモデル農場として、農地の権利取得ができる特例を導入し、遊休農地の効率的利用による担い手の育成確保と、環境保全型農業の普及推進等の取り組みを通じ、持続可能な食料・農業・農村の構築により「有機の里いちじま」の確立を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001

10	石川県	石川県	石川グリーン・ツーリズム促進特区	七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡富来町、志雄町、志賀町及び押水町、鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町及び鹿西町、鳳至郡穴水町、門前町、能都町及び柳田村並びに珠洲郡内浦町の全域並びに金沢市の区域の一部（中山間地域）	過疎化、高齢化が進行している中山間地域の農林漁家において、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムへの取り組みを推進するため、規制の特例により農家民宿や市民農園の開業・開設を促進し、都市農村交流を活性化させ、中山間地域の活性化を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	407 1002
11	長野県	長野県、青木村	青木村都市農村交流特区	長野県小県郡青木村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに農業開発公社へ拡大することにより、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
12		長野県、売木村	売木村ふれあい交流農園特区	長野県下伊那郡売木村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに拡大し、村内全域での市民農園の開設により、農地の適正かつ効率的な利用を促進し、都市住民との交流を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
13	長野県	長野県、木曾福島町	木曾福島町都市農村交流特区	長野県木曾郡木曾福島町の区域の一部（旧新開村）	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産者以外の法人（特定営利目的法人）と交流（木曾）による農業への参入により、農地の適正かつ効率的な利用の確保と農業構造の転換を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001
14		長野県、波田町	波田町都市農村交流特区	長野県東筑摩郡波田町の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに農業開発公社へ拡大することにより、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002

15	長野県	飯田市	南信州グリーン・ツーリズム特区	飯田市の全域	飯田市では、これまで実施してきた体験農業、農家泊等の先導的な地域振興施策を一層の推進を図るため、規制の特例により、総合的なグリーン・ツーリズムの実施、農業の多様な担い手の確保・育成、農業関連産業育成による農業振興等を推進し、都市農村交流、定住人口の拡大等を通じて、中山間地域における地域コミュニティの再生を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	407 1001 1002
16	京都府	綾部市	綾部市農村交流促進特区	綾部市の区域のうち市街化区域を除く区域	過疎化、高齢化による農地保全機能や農村活動の低下が著しい本市において、農家民宿の起業による新たな雇用機会の創出、農産物の利活用など総合的な新産業創出を図るとともに、市民農園に多様な主体が参入することにより、都市住民の農に親しむ機会の提供、遊休・荒廃農地を活用することによる農地保全を進め、地域の活性化及び農業農村振興を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	407 1002
17		亀岡市	都市・農村ふれあい交流特区	亀岡市の全域	府下第一の農地面積と農業生産を誇る“亀岡”の特色を活かし、不耕作農地について既存の花農園や散策路等と連携したふれあいと交流の「市民農園」として整備することにより、耕作放棄農地の解消と今後における農地の遊休化を抑制し、同時に市民に農園を開放することで農業や農村への理解と認識を喚起するとともに、都市・農村間の交流により地域社会の活力を醸成する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002

第2回認定

1	福島県	喜多方市	喜多方市アグリ特区	喜多方市の全域	高齢化が進み農家が減少する中で農地の遊休化が進行しており、効率的に利用されていない農地が相当程度存在する雄国地区において、農業内部だけで遊休農地を解消するのは困難であることから、法人の農業参入と市民農園の開設に係る特区を導入し、遊休農地の解消と担い手の確保、都市との交流拡大により農業振興と地域活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	1001 1002
2	鹿児島県	加世田市	砂丘地域再生振興特区	加世田市の区域の一部(万世・小湊海浜地域)	特区申請区域内の遊休農地等を再生・復元し、農業生産法人以外の法人を含めた多様な担い手による農業参入を取り入れた砂丘地域農業を核とする地域農業の再構築と、市民農園の開設など地域内外の集客力や有用資源を利活用した地域活性化を図ることを目的に、砂丘文化の再生と農業教育力の発揮エリアとしての農村文化公園を整備することとし、それによって砂丘地域の振興・活性化を図るものとする。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	1001 1002

3	千葉県	千葉県	安房自然学校特区	館山市及び鴨川市並びに千葉県安房郡富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町の全域	自然と調和したライフスタイルに対する都市住民のニーズが高まる中で、本地域に自然学校の一拠点育成整備し、都会では得られない新鮮で充実した体験活動や体験学習を、首都圏をはじめ様々な地域の家族や青少年、シニア世代に、特例措置を活用した市民農園の開設ほか、四季の変化に応じ自然体験メニューとして提供する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
4	神奈川県	横浜市	市民利用型農園促進特区	横浜市の全域	市民等の「民の力」を導入することで、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っている農地を保全するため、市民農園の開設主体を市民に拡大する特例を導入し、市民、NPO等が農作業を通じて、環境学習や福祉活動などのさまざまな活動をするのできる機会をつくる。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
5	長野県	佐久市	コスモス街道ふるさと農園特区	佐久市の区域の一部(旧内山村)	首都圏直結の交通利便を持つ佐久市の特色を生かして、民宿、旅館等宿泊施設の経営者が、既存施設(休憩、温泉、宿泊施設等)を活用した、コスモス街道ふるさと農園(自然環境のなかで地域住民と交流しながら野菜や草花を栽培し、ふるさとに帰ったようにゆったりできる市民農園)を特例の導入により、開設し、それを拠点として、都市住民と地域との交流を促進するとともに、地域活性化を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
6		小布施町	信州おぶせ緑のかけ橋特区	長野県上高井郡小布施町の全域	生産者の顔の見える「安全安心」の農産物の提供、夜なべ談義や新鮮な野菜の朝採り体験等、農業体験や農村体験など滞在型の都市農村交流を進めるため、農家民宿の開設を容易にする特例を導入し、農業農村への理解を深める。これにより小布施町のファンやリピーターを増やし、農産物の販路拡大につなげる。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認	407
7	兵庫県	淡路町東浦町津名町北淡町一宮町五色町洲本市緑町三原町西淡町南淡町兵庫	くにうみツーリズム特区	洲本市並びに兵庫県津名郡淡路町、東浦町、津名町、北淡町、一宮町及び五色町並びに三原郡緑町、三原町、西淡町及び南淡町の全域	国生み神話、人形浄瑠璃、地場産業での体験メニューといった多彩なツーリズム資源や四季を通じて和みを与えてくれる自然に恵まれた淡路地域において、国立公園における自然を活用した催しの容易化の特例を核として、市町等が実施するイベントに対する地域独自の支援を一体的に行うことにより、誘客促進を図るとともに、地域資源活用・住民参加・自然環境配慮といった新たなツーリズムモデルの構築を目指す。	・国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化	1301, 1302

8	熊本県	熊本県一の宮町阿蘇町南小国町小国町産山村波野村蘇陽町高森町白水村久木野村長陽村西原村	阿蘇カルデラツーリズム推進特区	熊本県阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村の全域	世界一のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然、温泉などの観光素材、産物や食文化などを最大限に活用し、農業と観光の融合を図りながら、豊かさや健康を感じられる観光地づくりを目指すため、市民農園、農家民宿の開設等に関する特例を導入し、阿蘇郡内の12町村が連携して取り組んでいる「スローな阿蘇づくり」(阿蘇を訪れた人たちに素晴らしい自然や景観をゆっくりと探訪、体験してもらおう取り組み)を促進する。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認	407, 1001, 1002, 1303
9	熊本県	熊本県人吉市錦町多良木町湯前町水上村相良村五木村山江村球磨村あさぎり町	森林の郷農林業げんき特区	人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域	球磨地域では地域の農林産物や観光資源のポテンシャルに着目した地域が一体となった観光農業への取り組みを引き続き促進するとともに、遊休農地を活用することにより農山村のありのままの景観を保全しながら、体験型観光の振興を図るため、特例の導入により、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに農家民泊等を加えることにより宿泊型のツーリズムを提供し、都市農村の更なる交流を促進し、農林業の振興を図る。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認	407, 1002, 1303

第3回認定

1	北海道	千歳市	農村再生特区	千歳市の区域の一部(駒里地域)	駒里地域では、高齢化と後継者不足による離農が進んでおり、遊休農地が増加すると見込まれ、地域活力の低下が懸念されている。このため、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の2haから10aに緩和し、農業に参入しやすい環境を整えることにより、新規就農者の誘致を積極的に推進し、遊休農地を解消しながら、新しい農業者と一体となって地域の活性化に取り組み、活力ある農村地域として再生することを目指す。	・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	
2	千葉県	千葉県、山武町	有機農業推進特区	千葉県山武郡山武町の区域のうち、大字塩谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門の全域	県では安全・安心・新鮮でおいしい県産農産物を安定的に供給する千産千消やその供給体制の確立を目的としてちばエコ農業を推進し、千葉ブランド農産物を生産する個性豊かな産地づくりを進めている。こうした中、多様な生産主体の連携による独自の産地戦略として、外食企業等が自ら行う農業生産と有機栽培を行う地元生産者グループとの栽培契約を組合わせて、定時、定量、定価、定質で有機野菜を生産・出荷できる新たな体制を創設することにより国際、産地間競争に負けない体質の強い産地形成を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	

3	石川県	石川県	河北潟干拓地農業活性化特区	金沢市並びに石川県河北郡津幡町、宇ノ気町及び内灘町の区域の一部(国営河北潟干拓事業における農地造成地)	1千 ha 余りの農地を有する河北潟干拓地を有効利用し、農業の生産力を高めることは本県の重要課題である。このため、農業生産法人以外の法人が新たに農業経営に参入することで、新たな担い手の確保や遊休農地等の有効活用を図り、さらに民間活力を活かした市民農園の開設により都市住民等に対するやすらぎの機会の提供、農地の保全と有効利用を図ることを通じて、地域経済の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
4	愛知県	愛知県	あいち新たな農業・関連産業人づくり特区	愛知県の全域	愛知県立農業大学校長が、同校の学生・研修生及び同校を卒業した者に対し、就農又は就職先として県内の農家、農業法人及び農業関連産業への無料職業紹介を実施する。大学校での研修教育の強化などとともに、この新たな人材供給体制を通じて「農業を支える人づくり」を進め、地域農業の発展、農業関連産業活動の活性化及び若者の雇用促進を図る。	・農業研修施設における無料職業紹介の容認
5	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区	神戸市北区及び西区の区域の一部(農業保全区域及び集落居住区域)	当地域は、高齢化が進んでいるものの、都市近郊という立地条件の中で家族労働を主体とした多様な農業が展開しており、都市的な利便性と豊かな自然などを併せて享受でき、都市と農村との交流推進に寄与できる地域である。このような条件を活かして、農家の経営意識の改革、企業的な農業を推進し、将来にわたっての産業として成り立つ農業経営の強化を進め、意欲ある経営体の育成を促進する。また、農村資源の有効活用を市民と協働して進め、人と自然が共生する農地等の多面的活用を図る。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
6	和歌山県	野上町	農地有効利用活性化特区	和歌山県海草郡野上町の全域	後継者不足、急傾斜等の条件不利等に起因する耕作放棄の解消のためには、農地の権利取得の際の取得後の最低経営規模面積要件を緩和することにより、意欲のある小規模な農業を営む者へ農地を誘導する必要がある。具体的には、地域リーダーの養成や都市住民との交流の活発化を通じた定住目的的就農希望者の受け入れ等、小規模農地の有効利用を促進することによって農地の保全を推進する。	・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
7	岡山県	鴨方町	鴨方町酒米栽培振興特区	岡山県浅口郡鴨方町の全域	鴨方町においては、農地の耕作放棄率が高く、また、高齢化が進んでいるので、農地の遊休化の進行が予想される。そこで、農地貸し付け方式により日本酒製造業者が農業に参入することで、農地の有効利用を図る。また、酒米の生産から日本酒製造までを行い、特徴ある日本酒を造ることにより、日本酒製造業及び町産業の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

8	岡山県	東粟倉村	東粟倉村農地活用推進特区	岡山県英田郡東粟倉村の区域のうち農業振興地域	都市農村交流を推進して集客交流人口の増加を図り、地域農業の活性化を進める中で、近年、農山村に定住して農業を始めたいことを希望する都市住民が増加している。このことから、特例措置によって現状の農地取得に係る下限面積要件の緩和を図り、権利移動を促すことで、年々増加している遊休農地の解消にもつなげていく。さらには、そこから新しい農業生産が生まれることになれば地域全体が潤い、豊かな農山村の形成を目指していくことができる。	・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	
9	高知県	高知県	高知県農の担い手育成特区	高知県の全域	学生が卒業後一定期間就職した後に就農することは、広い知見をもった将来の地域農業を担う経営感覚に優れた農業経営者の確保育成に繋がることから、本県の農業後継者育成の中核的な機関である高知県立農業大学校が、就農だけでなく、農業関連産業等への就職を含めた活動を行い、幅広い学生の確保を図る。このような取り組みにより、本県農業全体の振興と地域の活性化を図る。	・農業研修施設における無料職業紹介の容認	
10	大分県	安心院町	「安心の里」農業特区	大分県宇佐郡安心院町の全域	町の基幹産業は農業であるが、従事者の高齢化、担い手不足による農地の遊休・荒廃が深刻な問題となったため、平成2年度より新規就農者の受入事業に取り組み、23戸の農業者が誕生している。またグリーンツーリズム推進を宣言し、農村と都市の交流に積極的に取り組んでおり、この活動と町の進める「安心の里」づくりにより、農業従事を希望する都市からの定住者が増加している。このような中、農地取得面積要件の緩和と効率的な活用を前提とした法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じ、遊休農地の有効活用と地域振興を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	
11	岩手県	安代町	あしろふるさと再生特区	岩手県岩手郡安代町の全域	安代町は、恵まれた自然環境を生かし、「環境の保全」、「人づくり」、「交流連携」の三つの視点を掲げ、農林畜産業や観光産業の融合により産業構造の転換を図り、豊かで潤いとぬくもりのある「ふるさとあしろ」の創造を目指している。このため、特色あるグリーンツーリズム体験プログラムと安代独特の食材、料理法による心づくしのもてなしで、都市と農村の交流を深め、「ゆとりと心の豊かさ」を実感し、ふるさとの魅力を再認識することで、地域活性化を図る。	・農家民宿等における濁酒の製造容認	
12		浄法寺町	浄法寺ふるさと再生特区	岩手県二戸郡浄法寺町の全域	浄法寺町では、人間と自然が溶け合ったまち、住む人々のすべてが健康で、豊かで、生きがいと創造に満ちた生活が営めるまちづくりを推進してきた。近年都市住民がグリーンツーリズム等を目的に田舎を訪れて、自然体験や農林業体験を中心とした滞在型交流が増加の傾向にある。当町では、農家民宿を活用して都市住民と地元住民が交流を図ることが最良の方法と考え、「どぶろく」によるもてなしの心で交流を深め合うことにより、農家の活性化、後継者の育成が図られ、人と人・物と物との交流に発展し、地域の活性化を図る。	・農家民宿等における濁酒の製造容認	

13	岩手県	遠野市	日本のふるさと再生特区	遠野市の全域	遠野市では、「遠野物語の里」を形成するゆかしい歴史・文化や自然環境等を大切にしながら、「日本のふるさと」としてのまちづくりを進めてきた。こうして育まれてきた地域資源や多彩な人材等を活用し、「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムを推進することで、都市との交流の拡大に資するものである。また、生活の質の向上に資する産業振興につながるよう、農林業を中心に、地域住民が「おもしろさ」と「やる気」を感じる地域に根ざした新たな起業を促進することで、地域の活性化を図るものである。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農家民宿等における濁酒の製造容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
14	富山県	八尾町	越中八尾スロータウン特区	富山県婦負郡八尾町の区域の一部(黒瀬谷、卯花、室牧、野積、仁歩及び大長谷地区)	癒しやすさを求めるなど都市住民の価値観の変化を踏まえて、豊かな自然環境、農村景観や伝統文化との共生を目指す町「スロータウン越中八尾」として、農家民泊や市民農園の拡大などによるグリーンツーリズムの推進や、新規就農の条件整備、緑の新規産業の創出を図り、スローライフを求める都市住民との共生・対流を進めることにより、交流人口の拡大を通じた地域農業の振興と地域の活性化を図る。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和
15	山梨県	小淵沢町	こぶちさわアグリルネッサンス特区	山梨県北巨摩郡小淵沢町の全域	本町は、400ヘクタール余りの農地のうち約4割が遊休化し、農業内部の対応だけではこの状況を解決することは到底不可能であり、このままでは地域農業の崩壊が懸念される。一方、農的暮らしや、安全・安心な農産物の生産、グリーンツーリズムの活動などに参加したいと願う地域の非農家や都市生活者が年々増加している。このため、遊休農地の市民的利活用や、都市農村共生・対流の積極的展開を図り、本町農業農村の再生(アグリルネッサンス)を実現する。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
16	長野県	立科町	都市農村交流空間創造特区	長野県北佐久郡立科町の全域	当町では、都市との共生により、地域経済の活性化に結びつけるため、立科町農村活性化構想や農山村滞在型余暇活動機能整備計画に官民一体となったグリーン・ツーリズム推進のまちづくりを位置づけているところである。こうした取組や農業生産法人の行う農業関連事業を拡大する特区の活用により民間活力を導入し、地域住民との様々なふれあいの場を通じて、地域産業の活性化、農村景観や地域資源の保全を図り、魅力ある農村空間を創造する。	・農業生産法人による農家民宿の経営容認
17	香川県	香川県	さぬき農村ふれあい特区	香川県小豆郡土庄町、木田郡三木町及び香川県香南町の全域	県では、体験型観光の推進を図るとともに、都市住民との交流を通じた農村地域の活性化と農業・農村への理解促進のためにグリーン・ツーリズムを推進している。今後、県独自の推進施策に加え、農業生産法人が行う観光農園や市民農園などの農業体験施設や農家民宿、農畜産物の販売施設等の運営事業を拡大し、積極的にグリーン・ツーリズムを推進することにより、交流人口の増加を通じた県経済の活性化を図る。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農業生産法人による農家民宿の経営容認

第3回追加認定

下線部分が追加分

1	神奈川県	相模原市	相模原市新都市農業創出特区	相模原市の区域のうち農業振興地域	都市化の進行等に伴い遊休農地が拡大する中、「地産・地発・地工・地消」をコンセプトにした農業の創出を実現するため、農業分野以外からの農業への参入を促し、農地利用の拡大を図るとともに、地域ポテンシャルを活かした民間活力による農業の創出と雇用機会の拡大を図り、もって「新都市農業」の実現を目指す。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	1001 1006
2	新潟県	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村	東頸城農業特区	新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域	恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた資源を活かした、「農を中心」に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」に取り組むことによって、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住を促進し、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指す。	・農家民宿等における濁酒の製造容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	707 1001 1002
3	長野県	飯田市	南信州グリーン・ツーリズム特区	飯田市の全域	飯田市では、これまで実施してきた体験農業、農家泊等の先導的な地域振興施策を一層の推進を図るため、規制の特例により、総合的なグリーン・ツーリズムの実施、農業の多様な担い手の確保・育成、農業関連産業育成による農業振興等を推進し、都市農村交流、定住人口の拡大等を通じて、中山間地域における地域コミュニティの再生を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・農家民宿等における濁酒の製造容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	407 707 1001 1002
4		小布施町	信州おぶせ緑のかけ橋特区	長野県上高井郡小布施町の全域	生産者の顔が見える「安全安心」の農産物の提供、夜なべ談義や新鮮な野菜の朝採り体験等、農業体験や農村体験など滞在型の都市農村交流を進めるため、農家民宿の開設を容易にする特例を導入し、農業農村への理解を深める。これにより小布施町のファンやリピーターを増やし、農産物の販路拡大につなげる。	・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農地取得後の農地の下限面積	407 1006
5	京都府	綾部市	綾部市農村交流促進特区	綾部市の区域のうち市街化区域を除く区域	過疎化、高齢化による農地保全機能や農村活動の低下が著しい本市において、農家民宿の起業による新たな雇用機会の創出、農産物の利活用など総合的な新産業創出を図るとともに、市民農園に多様な主体が参入することにより、都市住民の農に親しむ機会の提供、遊休・荒廃農地を活用することによる農地保全を進め、地域の活性化及び農業農村振興を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	407 1002 1006

6	和歌山県	和歌山県	新ふるさと創り特区	和歌山市及び和歌山県那賀郡打田町の区域の一部(コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク)並びに橋本市並びに和歌山県那賀郡粉河町、貴志川町及び岩出町、海草郡美里町、有田郡清水町、日高郡中津村、美山村及び龍神村、西牟婁郡中辺路町及び大塔村並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域	農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流を促進するとともに、Iターン者が農業、緑の雇用など収入を得る条件を整備し、定住を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社造成地の賃貸の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認 	<p>403</p> <p>1001</p> <p>1002</p> <p>1006</p> <p>1303</p>
---	------	------	-----------	---	--	--	--